

山形經濟志料

第五集

古今夢物語

附錄

志料

遊日

水の窯業

の兩替

川の研究

解題

寒河江陣屋所管地
貢米河岸出圖卷

次

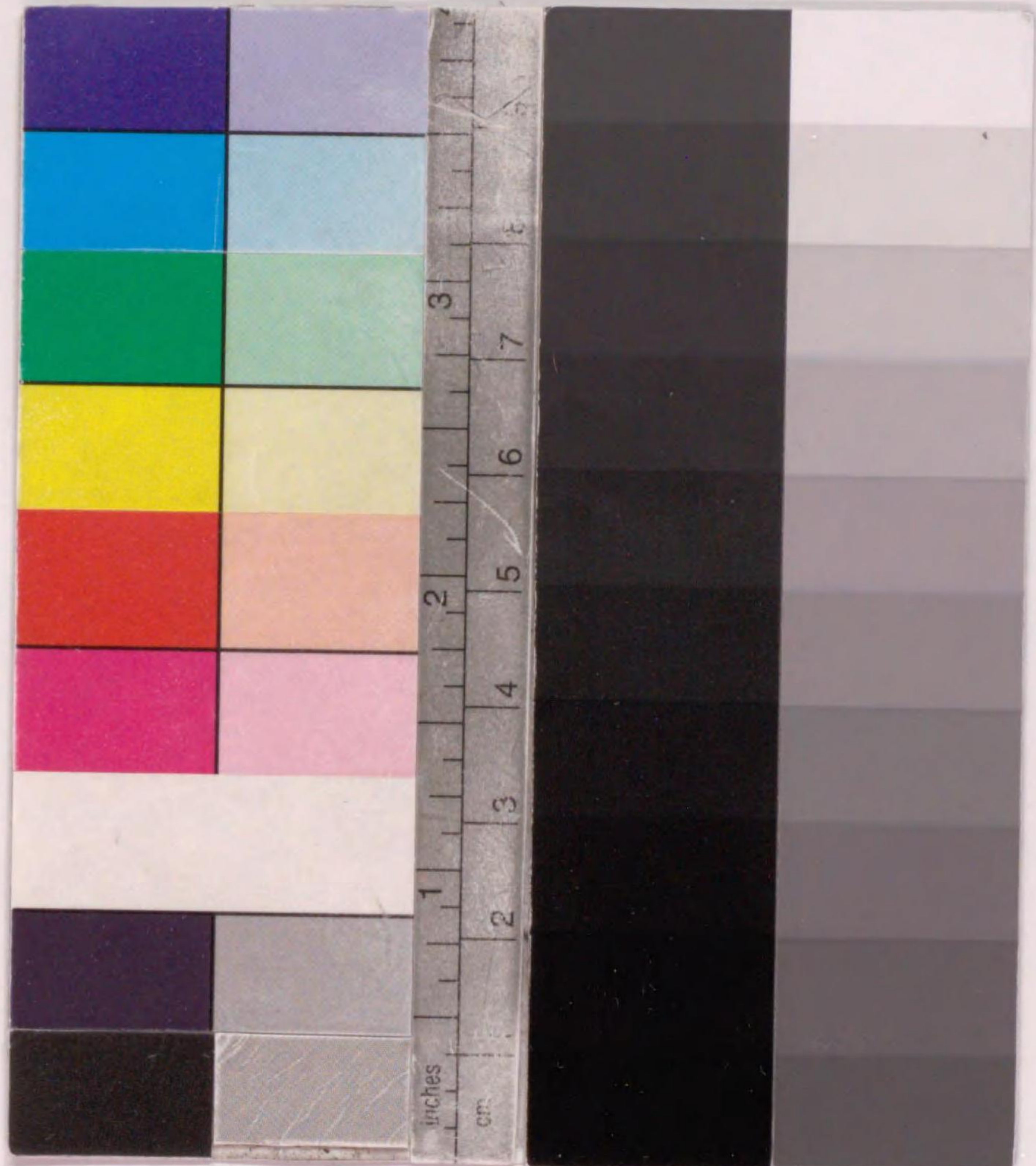
505-2



1200501480061

505

山形商會所
經濟志料編輯部



山形經濟志料

第五集

目次

一口繪解題 (寒河江陣屋所管地貢米河岸出圖卷)

最上川の研究

通貨の兩替

平清水の窯業

昔の遊日

經濟志料

一、山形市蠟燭町の事

五十嵐晴峰 一

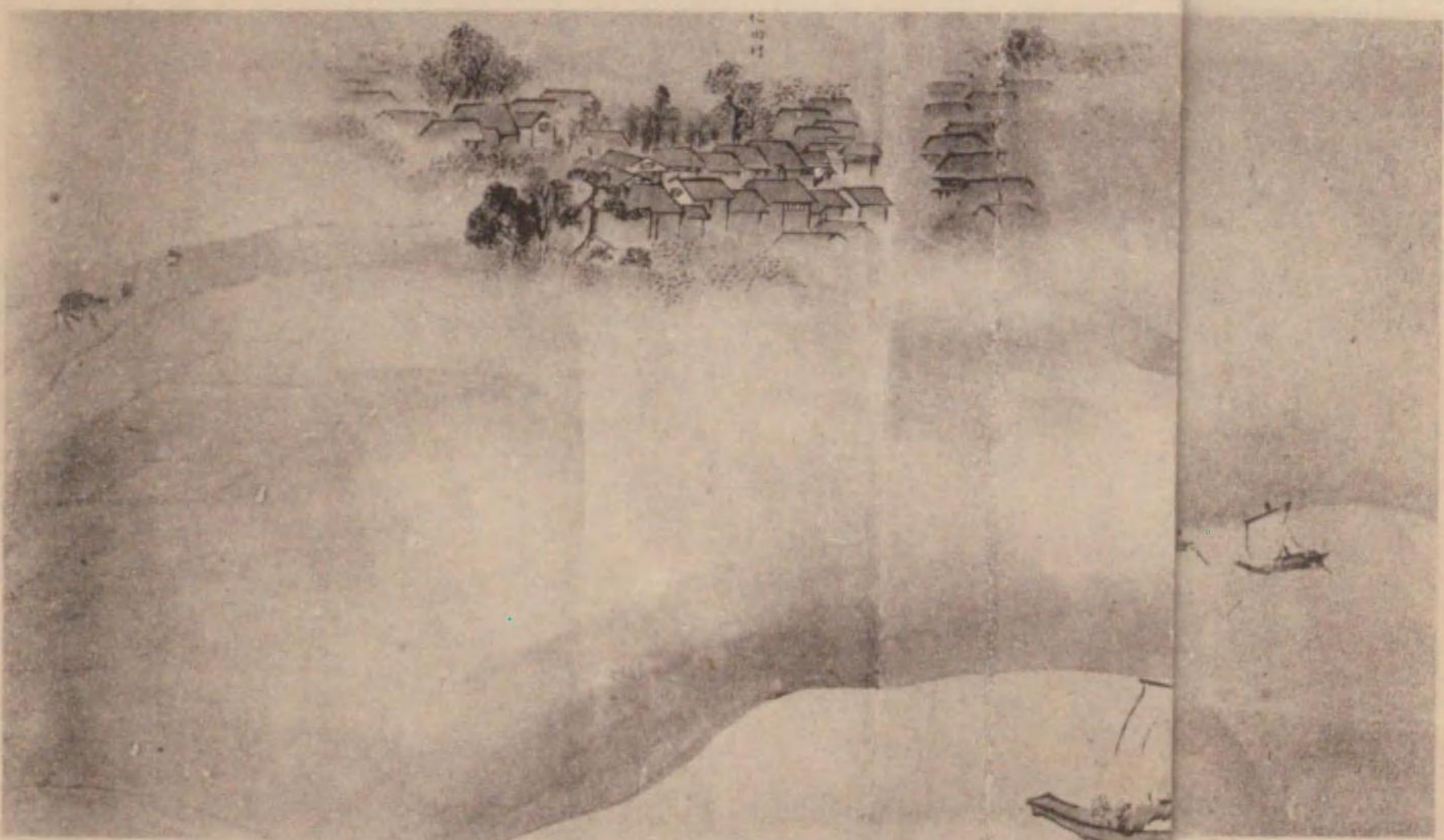
近藤賢治翁談 六

菅原生 六

五十嵐晴峰 九

九五





山縣縣志



古今夢物語 (洪水火災の事)

附錄

一、諸職入賃銀改願之事 (天保十四年九月).....	九七
一、山邊市場取締之事 (嘉永七年).....	一〇一
一、酒造高改之事 (慶應三年正月).....	一〇四
一、北海道移住民募集之事 (明治四年三月).....	一〇八
一、本縣布告書 (明治四年十二月十四日).....	一一〇



(卷圖出岸河米貢地管所屋陣江河寒)

口繪解題

出羽國村山郡、今羽前國西村山郡寒河江町楯北、楯西、楯南、君田町を併せ稱すは、嘉永安政の際、石高壹萬二十八石餘

家數九百軒山形城を距る五里に在りて小都會とも云ふべき地なり。往古寒河江時代居住せ

り、時氏は大江廣元七代の孫時氏より九代高基の時、最上義光義光十代の祖兼頼、出羽の按察使に補せられ、山形城に住す、義光の孫義俊の時近江の國に移さる

須川の戦に敗死し家亡ぶ。元和偃武の後、鳥居左京亮忠政、山形に治し、其附庸として陣

屋を置けり。寛永十三年始めて幕府の直轄となり、小林重郎右衛門時喬を以て代官とし

爾來慶應年間まで代官の陣屋として敷地六百坪餘、鳥居時代の陣屋は、寒河江の貢郭の地に在る、長岡山

其統治せし郡村より、毎歲徴する所の貢米は、同國酒田港今羽後國にして寒河江町より、陸路二十八里、水路は詳かならずに漕

運し、最上川に由る、川は源を國(羽前)の東邊に發し、村山郡を中斷して酒田港に至り海に入る同港より海路本港より西方へ針路を取り、日本海を航し下

伊豆、相模を経て江戸灣に入る、之を西海廻り云ふ。蓋し東海を航すれば近しと雖も、青森、函館の附近に、龍飛、白神、中汐と稱する三險惡の所あれば、之を避くるに由ればなり江戸府に達し淺草

の米廩に輸送するものなり。而して、本圖は、其中間寒河江町の郷藏貢米を官に納むる前一時積入れ置き或は平素備荒貯蓄

用として、郡村の共より長崎村と云ふ、行程二 三里最上川の沿岸に在る要津へ、運搬せしめ、陣屋より吏員を派して、領受する所を示したるなり。圖中載する所は、僅に運漕の小部分を現したる迄にして、其茲に至らしむるの順序は農民一舉手一投足の勞にあらず、春初雪の消ゆるを待ち、先づ田面にある稻禾の宿根を穿ち取り、之を摧き、之を小にし肥料の一部分に供し、土を和らげ、水を灌き、種々の肥料を施すこと再に至り三に至る。一方にては稻種を水中に浸積し、發芽を待つ、之を種蒔又種却と云ふ。其萌芽を取りて之を前に培養したる田面の一小部を撰み、即ち苗代田と云ふものに蒔く、數日を経て簇生し、寸々延び來る之を新苗とす。八十八夜の今五月初頃より其土地の氣候に隨ひ、遲速はあれども、大凡五六十日間に田面の全部へ植へ換ゆる、之を挿苗と唱へ、多くは妙齡の婦人女子をして之に當らしむ。是早乙女又五月女の稱ある所以なり。老幼は家に在りて爨炊の用をなし、田畝にあるものへ飯食を送るの勞を取る、所謂田に鑑ひするものなり

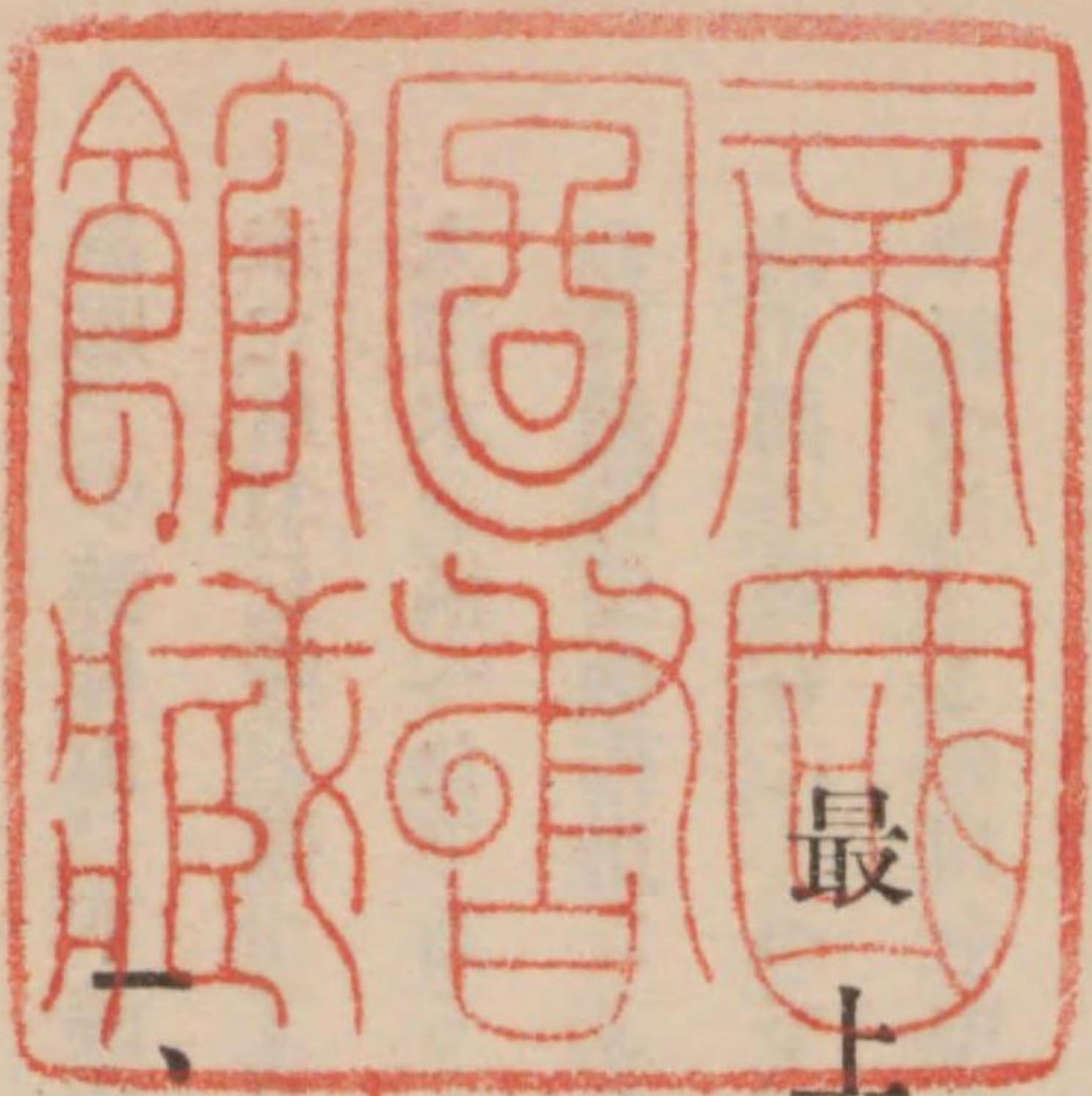
此田面は所により深淺あり、其甚だ深きは脛を沒し、泥土に塗みれ、中には蛭の多く集り居て、足に纏ひ流血淋漓たることあり。其後は稻草の生育すると共に他の雜草繁茂し、爲

に稻禾の發育を妨ぐるに由り之を耘り其儘泥中に踏み入るゝこと三四回、之を一番草と云ひ、四番草に至る其三四番草を摘取るの時期は、炎熱焚くが如き、其苦亦想ふべきなり。秋季に入りて幸ひに豊稔を得れば足れりとするも、此數月間に陰晴常ならざる、風雨順ならざるに逢へば、頭腦を悩まし又早魃に際し數日炎威赫々たる時は、相互に水の配置に精神を費し、夜となく日となく田間を奔走し、時に甲乙村里のもの相會し水の灌漑放流等の爲めに騷擾を惹起し、負傷者を生ずるに至るもあり。最後秋收に際しては、其多からむことを欲するは、彼此同一なれども、又毛見と云ふ一つの難關あり、一管内に就ては、少部分の村落に過ぎざれば、小農に至る迄、其志心を痛ましむること尠少なからざるなり郡代代官の巡村して、親しく立毛を査見し、貢米の額を檢定始めて蘇息の思ありす。之を了れば其登熟の前後に隨ひ、之を芟刈し日光に晒し其乾けるを待ち、粃となし、又摺立て玄米となし、之を俵に入るゝの時は、定額に不足せざる様、込米等をなし、二度皮三度皮とて丁寧俵拵へに包裹し、さ云ふ里正之に蒞み、一々調査して之を郷藏に運び、再び之を要津に送り、縣の吏員に納付す。吏員は其俵數の内三十俵

或は五十俵宛に分ち、并立（延立の義）と云ふ官民双方より二三俵を取り出し、其重量を検し、又其容量を査す、之を様俵と云ふ。其平均を得て一村落の全俵數に乗じて總計を得、即ち前に郡代、代官より令達したる、貢額に達すれば之を領納し、水路を経て海運に托すべき地に至らしめ、再び其地にて改査をなして、回船に海路を航する舟にして、積高二三百石より千石余に至る積載し、每一隻に一人の上乗郡村を數區に分ちて、其總代人として江戸府米廩へ納むる迄の監督をなさしむ。之を納名主とも云ふをなさしむ。如此にして貢米に係る農民の手足は、一段落を告げ休息を得たるが如しと雖も是其水田に係る大略にして、此他尙は夏作の麥に於ける、畑作の蔬菜類に於ける、又春夏の養蠶等、主要なるもの多々にして、其間の困苦は實に名狀すべからざるものあり。此原圖卷長十三尺幅十三寸は、寒河江町の街區、及び陣屋並に、郷藏より貢米を長崎村迄馬背に托し、同所にて領受して川下をなす酒田港へ運漕するなりの景況を嘉永年間、同町の豪農輕部甚右衛門氏、其人温雅にして農事の傍ら、藥舖を業とし、又幼童の習字の師を兼ねたり。屋號を高津屋と云ひ、書畫共に巧みなりが實寫せるものにして、桑山敏氏の所藏たり。當時東北地方の實況を將來に傳へんが爲に、其河岸出の一部を抄出し、以て温故の一端に供すと云爾。（縣治要略）

山形經濟志料（第五集）

最上川の研究



最上川と文化

五十嵐晴峯

月山高く大空に そゝる六千五百尺

日本海に躍り入る 最上の流れ六十里

その優麗の山と水 文化の色に映えしめよ

臥牛の山、藻江の水、彼の山の崇高と、此の水の秀麗とは、我が郷土の誇りである、羽陽の文化は實に最上川の清き流れから生れたと云つても決して誣言ではない、昔はこの川によつて文化は輸入せられた、質實剛健な縣民性もこの自然の懷ろにはぐまされた、上游置賜、中游村山、下游庄内の豊饒なる三大平野も、この川の母か胎ら生れ出た、最上川の未だ出羽丘陵を破つて日本海に注ぐに至らなかつた頃は、出羽丘陵と脊梁山脈との間に一大溜水を湛へたであらう、置賜湖の如き最上湖の如き即ちそれである、その湖の水が水質の自然的浸蝕作用によつて、荒砥左澤間の峡谷が、村山盆地と置賜盆地とを連絡し、古口清川間の峡谷によつて、村山盆地と庄内平野とを連絡せしめて、一路日本海へと流れ込んで行つた、この川を中心として村落は形造られ荒野は開墾された、一方には此の川を利用して、昔から到る處に水驛が設けられた、船町寺津長崎大石田清川など、何れも船舶が絶えず出入し物資を運搬し且つ分散した、特に酒田港に至つては日本西海岸の要港で、昔は萬船常に輻輳し、百貨重積頗る殷賑を極め奥羽の商權を掌握した時もあつたが、陸路交通の發達變遷につれて、河津の寂びれ行く跡を辿れば、そこに文明の悲哀を物語つてゐる。

二、最上川の交通

最上の流域實に六十餘里、縣下を一貫してゐる爲め、古今を論せず交通上主要なる問題として取扱はれてゐる、上古は何處でも陸上の交通が開けなかつたから、無理にも自然河川を利用したものである、我が古代民族の如きものも、最上川を中心として活動したであらう、そして朝に夕に筏や刳り船で、此の岸から彼の岸へと覺束なくも涉つたであらう、だん／＼と人智が發達して、王朝時代には已に驛路の制を立てられ、陸には馬、川には船を置いて交通の便を圖つた、水路も始めは官人の乗用だけで、民間交通は甚だ微弱であつたことと言ふまでもない、彼の行基や慈覺の高僧が、御殿山を開鑿して最上川三難所の險を幾分とり除いて、通航に便したと傳へられてゐる、然し平安朝時代には、北陸道の水路が發達して、越前の敦賀が船の集中點となつて、我が出羽の船も定期航海する迄に發達し

たといふからには古今集に

最上川のぼればくだる稻舟のいなにはあらずこの月ばかり

と云ふが如く、最上川の交通も餘程進んで居つたであらう、昔は橋を架けることが大儀であつたから徒渉であつた、其の徒渉點を渡瀬といふので、浅い瀬を裳の裾を掲げて渡つた、中將姫の歌に

いかにせんうつる姿はつくも髪わが面影ははづかしの川

と歌つてゐるが、當時の徒渉を遺憾なく物語つてゐる、當時東海道の海運が猶ほ開けざる時に當つて早く已に出羽越後方面の海運が開けたといふのは、獨り地理上の關係のみでなく、恐らく何等か歴史上に由來する所があつたであらうとの説がある、之れ越の船路の發達につれて、我が最上川の交通も開け出羽の文化も一層進んだことであらう、平安朝以後出羽の物資は、越後の蒲原の津から敦賀の津へ送り敦賀から鹽津まで七里半の山越ををして、近江の湖水を船で滋賀の大津へ着し、逢坂山を越して京都へ送つたのである、戦

國時代に至つては、山形城主最上義光が、天正八年頃最上河心の岩石が突兀して船路の通せざるを憂ひ、一大工事を起して舟路上下の便を謀つた、郷民其の徳を讚美したことが舊記に見へてゐる。

三、大石田船役所

寛文九年頃になつては、大石田に船役所を置いて最上川口輸出品の課税を定めて、之を徵集するまでに發達した。

大石田に而役物之覺

- | | | | |
|------------|------|-----|----|
| 一青苧三拾八貫目入、 | 此役銀、 | 七匁、 | 壹駄 |
| 一紅花三拾貫目入、 | 此役銀、 | 六匁、 | 全 |
| 一蠟漆四拾貫目入、 | 此役銀、 | 八匁、 | 全 |
| 一眞綿三拾貳貫目入、 | 此役銀、 | 八匁、 | 全 |

右者先規之通

一 作油、壹駄、此役丁錢百文、一 胡麻、壹駄、此役京錢七拾文、

一 水油 仝、此役京錢三拾五文、一 紅花、青苧、蠟漆、真綿、

右者壹貫目迄無役

一 大豆、小豆、紙、葉煙草

右四品は宿主手形に而兩人加判に而相通可申者也

之れによつて當地の産物や輸出品の税率など、經濟狀態の一端を知ることが出来る、當時は江戸大阪の相場は一石一兩であつたが、酒田では十兩に就て米四十俵の相場であつた酒田は米澤最上からも川船で米を下したから、その米の廉かつたことは想像されるのである。

四、河村瑞賢と最上川

戰國末から織豊時代を経て徳川初期にかけて、我が國民の海外に於ける活動も目さむる計りであつた、實に「海國の日本」の自然性を遺憾なく發揮した、然るに寛永十四年に幕府が鎖國の令を布いてから、雄飛の翼は折られて進取の氣象は薄らがるを得なかつた、然し海外の發展は變じて海内交通の改革に努力することになつた、徳川四代將軍家綱の時に寛文十一年河村瑞賢が幕府の命によつて、東北の沿海航路を開いたのも其の爲めである、この時最上川の航路を精密に調査し、酒田に瑞賢藏を建て、倉庫にした、本縣史蹟調査報告に左の如く書いてある。

抑瑞軒庫なるものは、寛文十一年徳川幕府の命を帯び、天領又は御料米と稱する幕府の租米を貯藏せん爲め、河村瑞軒が其子傳十郎と共に酒田に來り、酒井家及又酒田長八等と計り港上高燥の地を卜し、東西八十三間餘南北五十三間餘の敷地に、土居を築き空濠を穿ち、四方に木柵を繞らし五口の門扉を設け、下方河岸に接し各棧橋を構へ、米苞の運搬出入に便ならしめ、之れを五河戸と稱し、一を尾花澤河戸と云ひ、御料代

官之を司り、二を漆山河戸と云ひ、山形藩主之れを監し、三を寒河江河戸、四を柴橋河戸と云ひ、共に御料代官之れを司り、五を大山河戸と云ひ、庄内藩主之れを掌り、各所屬の米穀を柵内に堆積し、毎年時を計り之れを大阪江戸等の藏前に廻漕せしむ、而して貯藏の方法は地上に木材を並置し、之れを臺として米苞を積重ね、苫を覆ふて雨露を防止し、累々として堆積せる様實に壯觀なりしと云ふ、瑞軒が自ら出張して此の計畫を立てたるは奥羽海運記にも明かなるが、幕府の租米各所に散在し漕運遅延に及び、爲めに腐敗破損に歸するもの多きを以て、最上河を利用し之れを一箇所に纏め翌年融雪の候を俟て四方に輸送せしものにして、茲に始て奥羽海運の道を開き、西廻り航路の紀元を劃するに至れり、爾後酒田と大阪との交通頻繁となり、商業大に開け此國第一の要港と稱せらるゝに至りしもの、偏に瑞軒企劃の功に歸せざるべからず。

倉庫址は今に現に酒田公園の一部に屬し、方五十間の平蕪地は倉庫址として其儘に存置してゐる、中央に瑞賢松と稱して一樹の老松亭々として茂つて居つたが、今は枯死して新

たに松樹を植えて、纔に其の面影を留めてゐる、これまでは船の製作や航海の術が進歩しなかつた爲めと、海上の風浪や氣候の不利のため、奥羽の米を容易に江戸へ運ぶことが出来なかつたが、瑞賢は之等の不備の點を整へて、酒田から東廻りして津輕海峽を通過せしめた爲めに、東北の米が江戸大阪へ盛んに行くやうになつた、従つて運賃の如きも頗る低廉になつた、享保頃は奥羽米百石に就て二十石乃至十石の運賃である、即ち十分の二若くは十分の一位であつた、この運賃を王朝時代に比べると雲泥の差である、幕府は更らに彼れに奥羽航路の調査を命じた、此の東北邊境の地たる酒田から、北海の怒濤を越して瀬戸内海に入り、南海を経て江戸に達するといふことは容易な事ではなかつたが、遂に成功した、官糧は最上川を利用して酒田に集め、酒井氏をして之を管護せしめ、酒田袖浦に漕務場を置いて糧船を警め、海船に裝載して江戸へ向けて出帆することになつた、此の東廻りと西大廻りとの兩航路の開通は、漕運事業に新らしい生命を與へた、我が酒田をして重要な要港たらしめたと共に、歴史地理經濟の上からも我が郷土に大影響を及ぼした事は言ふ

までもない、瑞賢の功勞は實に偉大なるもので、東北文化史上忘るゝことの出來ぬ恩人である、傳ふる所によればこの當時基點の地に郷民相圖り頌徳碑のやうなものを建立してあつたが、碑は後年洪水の爲め河底に沈没したといふことは實に惜しむべきである、近年酒田では瑞賢倉庫址に記念碑を建て、其功績を永遠に傳へんとする計畫があるのは喜ばしいことである。

五、置賜村山兩郡間の通船

置賜郡荒砥から村山郡長崎まで通船が出來たならば、相互交通の便が甚大であらう、特に御城米運漕には此の上もない便利であらうといふので、上杉領に於ては久しい間の懸案であつた、頃は元祿五年六月十日、米澤城主上杉綱憲の御用商人で京都の人西村成政同久左衛門の兩人が、松川の嶮難を鑿除し、新砥から長崎に至る舟路を新設して、運漕に使せんことを請ふた。

御私領新砥自最上長崎迄川筋難所普請仕、御領三萬石御上米御請申舟積仕度奉存候、川筋普請之願御代官所へ願申上度奉存候

一右川筋普請成就仕候ハ、米澤よりは江戸御臺所米舟積被仰付可被下置候、左様ニ御座候へハ、御米在々より直に船場出仕米澤江持參不申處、御百姓餘慶ニ可罷成奉存候事

一右川筋普請成就仕候ハ、御國へ入申鹽胴木小羽板、諸事商物舟ニ而御國入下直ニ罷成、御國の宛ニ可罷成與奉存候事

一川筋難所數ヶ所御座候へ共、普請仕様ニ願相叶候ハ、隨分取立致成就候様可仕候事

一右川筋普請之願申上、御國之御障ニも不罷成候ハ、奉願度奉存候事

右之通奉伺候、不苦於被思召者、御代官所拓植傳兵衛殿頼入、公儀向へ願可申上候以上。

元祿五年申六月 日

西村久左衛門

西村成政

是に於て有司相議し、之れを下流の管地者たる左澤領主酒井忠豫、及び寒河江代官小野淺之丞と商議して、工事を起さしむることに一決した、こゝに置賜郡菖蒲村黒瀧の難所がある、巖岩が出没し急湍激しく、舟路未だ曾て通じなかつたが、苦心努力の功を奏して、同七年九月には御上米を江戸へ輸送し得るやうになつた、之れ置賜村山兩郡間の通船の起つた權輿である、清覽録に左の記事が載つてゐる、録して參考となす。

西村久左衛門ハ京都ノ富商ナリ、世々上杉家ノ用達ヲ命セラレ、久左衛門支店ヲ米澤ニ置キ、専ラ國産ノ青苧ヲ奈良ニ販賣スルコトヲ司ル、米澤四方皆山道路嶮惡、且ツ通船ノ便利ナク運送ノ不利ヲ苦ム、元祿五年支店主西村成政、米澤領荒砥ヨリ最上領長崎ニ至ル松川ノ嶮岨ヲ䟽鑿シ、以テ通路ノ利ヲ起サンコトヲ謀リ、乃チ本店主久左衛門ト議シ、連署シテ之ヲ出願セリ、國老等其ノ有益ナルヲ知リ、之ヲ幕府及ヒ川下沿岸ノ承諾ヲ得テ之ヲ許可ス、因テ工事ヲ創メ同七年ニ到リ始テ通船ノ便ヲ得タリ、其費金凡ソ一萬七千兩餘ト云フ、米澤領通船ノ利アル是ニ始ル、其後久左衛門私曲多キヲ以テ用達ヲ罷メラル、然レドモ其地方ノ爲ニ公益ヲ興シタルノ功績ハ埋却スヘカラズト云フ。

六、最上川と破船

大川と破船と、之れは免れぬ呪ひの運命である、殊に最上川は古來富士球磨の兩川と共に、日本三急流の一と稱せられてゐるだけに、難船も數多く、悲惨な物語りを殘してゐる一度び破船の悲劇が演ぜられると、荷主の損害はたいしたもの、其頃の幼稚な地方の經濟界に大影響を及ぼした、それで通船に就ては上下とも尠からず注意と苦心とを拂つた、今其の一例を擧ぐると、元文の頃から最上川運漕船の破船が非常に多かつた、殊に寛延の末寶曆の始めにかけて四拾四艘からの破船があつたので、諸荷物の流亡が夥しく、これでは荷主共が立ち行き難いと云ふので、寶曆二年の春に其筋に掛合ひ、嚴重な取締法を制定した結果、破船の數もだん／＼尠くなつたので安堵することが出來た、然るに又々六年の

秋から少なからぬ破船を見た、それで七年の三月に荷主等協議して檢視を各地に派遣し、行舟の状を視察せしむる所あつたが、古口着船の船脚が甚だ沈重なるを怪しみ、停止せしめて之を検査した、果して九艘に積み送るべき荷物を七艘に過重に積載し、残りの二艘を空船として御用船へ差向けた事が判明した、一体清川から古口までの川路は兩山嶮岨の處であるから、引船や竿指の働きの出来ず、帆風のみにも便るのである、殊に春水の通船は最も危い所である、仍て舟子を糺問して船主の好悪なるを知り、荷主等が之を公訴せんとして、先づ總代なる船町の阿部孫市が書を酒田港川船方上林勇右衛門等に與へて決答を求めた事もある、荷物過重の爲めの破船は其の後も絶へなかつた、従て荷主の損害は夥しかつたのである。

文化二年新庄領富並村庄屋が、最上河岸破船の際に於ける警戒の爲め、御紋提灯の下附を代官に請求した、それによると、最上川通富並村河岸は三難所下で、先年から御料御城米御川下の節は、御徒目附が出張の場であるから、横山御役屋より御紋の法被も渡されて

居つた、御料私領と云はず御用船通船の節難破船があれば、他領入合の川通りなれば、御紋付の提灯がなくては早速見分けがつかない、殊に當村は大郷であり、就中他所懸り合ひの用向が多い、去冬中上谷地郷の積船が隼瀬で破船した時、他領の村々からも小船を乗出して寄りつき、御米取上げなどに手傳はんと申込まれたが、そのうちには不審な者共などもあまた見へた、此方の人足計りで間に合ふからと挨拶しても、彼等は川筋の仕來りなど、唱へて亂暴するやうなものもあつた、晝は兎に角に夜分には一層苦勞するのであるから御紋付の高張提灯壹張と、弓張提灯壹張とを御渡置き願ひたいと請求に及んだが許可されず、この御紋の提灯は領主を代表するものであるから絶対権力があつた、川岸には破れたる船が一艘繋かれてゐる、土堤には濡れた米俵が山と積まれて多くの民衆がそれを取り圍んでゐる、日もどつぷり暮れた頃は、御紋の提灯が高く掲げられて、御紋の法被を着た村役人は威嚴そのものゝやうなスタイルで監視してゐるのであつた。

文化九年三月、山田茂左衛門支配所村山郡村々貢米積船が、酒井左衛門尉預所田川郡千

川原村地先に於て破船した、大石田村最上船方惣代が濡米并に流失米を見分し、近村の村々へ入札を觸れ出したが、千川原飛鳥兩村の商人等が之を左の値段で買請けた。

一半濡米九拾九俵

此代八拾五貫三百八拾文

但壹俵ニ付五百文より糶爲登
八百六十二文五分糶上

内錢貳拾貫四拾八文

御吟味ニ付糶増候分

此金拾貳兩壹步永百貳拾五文壹分

但金壹兩ニ付
六貫九百文替

一皆濡米九拾俵九升貳合五勺

此代錢六拾三貫百七拾五文

但壹俵ニ付四百文より糶爲登
七百文迄糶上候分

内錢拾三貫五百三拾八文

御吟味ニ付糶詰候分

此金九兩永百五拾五文八分

但兩替右同斷

合金貳拾壹兩貳分永三拾文九分

買人共より取立上納仕候也

破船にあつた濡米は入札によつて商人等の手に渡さるゝのが常であつた、右の米値段で

其の當時の經濟の一端が窺はれるであらう。

終りに特記して置かねばならぬことは、三難所に於ける破船の事である、碁點、三河の瀬、隼の瀬を最上川の三難所と稱し、奔湍激流其の疾きこと隼の飛ぶが如く、舟航最も難く、最上川を上下する舟子の常に寒心する所である。

碁點。

北村山郡樽石川合流の以南、東岸鹽川村の地先である、水中に突出する許

多大小の岩石が、碁子を點するに似てゐるが故にこの名がある。川を中心其幅七八間乃至二三十間、其深さ百尋長さ凡そ五六百間、兩側は悉く磐石で恰も磴の如く、磐上平水二尺に満たない、故に船は深き處を行かねばならぬから、舟子は委曲回旋する巧妙の術を盡くさねばならぬ。

三河瀬。東岸長嶋村の南にあつて、磐石出沒多く、淺湍で瀑布の如き者三層ある、危険な恐ろしい處である。

隼の瀬。西岸富並村の地先で、川形岩礁の洲を爲す者二道二層をなし、西にビッキ岩

東に黒岩屏嵐岩ガマ岩等が有つて、奔逸の船之れに觸るれば忽ち破碎するので舟行最も難しとする處である。

昔から破船の憂き目に逢つたのは此の三難所附近であつた、殊に隼の瀬は其の名の如く水勢注流の急なる隼の飛ぶが如くである。岩礁の洲をなすこと凡そ二百間許りであるから船を挽て其中流を直遡せねばならぬ、若し船が一度操執を失ふ時には、百方進むことも亦た保持することも出來ない、此の時には速に其の索を切斷して船の奔逸に任すより外に術はないのである、然らざれば索を執るの水夫も船諸共に漂没の患がある、それで基點三河瀬の難所よりも破船が多かつた、弘化三年十一月に、新庄領上谷地收納米二百五十俵を塔載せる船一艘が隼瀬で破船した、船頭水主等が代官に具申した當時の記録によると

一最上川船壹艘 舟頭 七治

但し荷とこよりも迄五寸より壹尺位迄五ヶ所大破、其外大割へ先一丈五尺

一御米貳百五拾俵

内百五拾四俵 請米、 同三拾俵 半濡、 同六拾六俵 皆濡

とある、岩石に突き當つてあはれ破船したのである、破船はひとり三難所附近計りではなく、全流を通じて繰り返へされた悲劇であつたが、隼瀬附近には殊に多かつた、不良性を帯びた怠惰なる沿岸の者共は、鋤鍬をとつて田圃に起つことを厭ひ、網を引いて漁獵することを嫌ひ、徒手傍觀河岸に起つて破船あれかすと祈つてゐた、破船は彼等に生活の資を與ふるに充分であつた、彼等は破船を見るや直ちに河下に小舟を幾艘も浮べて流米を拾ひ、流失の荷物を分捕りするのが常であつた、されば彼等は破船の多寡によつて其の年の豊凶を計るメートルとした、一年に一回巻きの餅淀の餅などと唱いて神前にも捧げてお祝ひをした、其の遺習が今猶ほ沿岸の村々に残つてゐる。

七、文學に現れたる最上川

溶々六十餘里に亘つて、我が郷土を縦貫する最上川！、物質的に精神的に我が郷土の文

化に多大なる恩恵を寄與せるこの大川を、誰れか郷土愛を以て讚美せじに居られやうか、我等は何といふ幸福であらう、造化は活動と静寂とを兼ねたる一大活畫圖を展開して、郷土の自然を彩つてゐるではないか、羽陽の偉人傑士も、詩人も美術家も、この秀麗な山河自然の美から生れた、見よ菴帆を擧げて舟の絶えず上下する、宛然南宗の風景畫を見るが如き心地がする、雪は鳥海山頭に白く、松は參差として河岸に青し何等の奇景ぞ、藻江を通して見る風光は、嘗に天然の美を以て飾られて居るばかりでなく、實に時代の鏘と歴史の燦がついて居ること忘れてはならない。今茲に文學に現れた最上川を説かんと欲するものもこの鏘と燦とを稱揚し、この絶好の風光を吾が郷土の大公園とし、大に雄風を鼓舞して質實剛健の縣民性を河畔に培養し、萬古依然たる藻江の清澄を發揚させたいと思ふからである。

1、歌枕としての最上川

最上川の名は遠い昔から響いて、稻舟と稱して多く國風に詠せられ、風雅の人の歌枕になつてゐた、古今集に載せし

もかみ川のほれは下るいな舟のいなにはあらず此月はかり

稻舟は即ちこの川を上下する小舟の謂である、色葉集に

此河は、出羽の國の館の前に流れたり、それより郡々の船に稻をつみて上るに、川の早くて、上りてはくたり、上りては下りすれども、つゐにはのほれば、かくよめり。

之れ平安朝の昔、出羽國府に居つた官人の詠であらう、府廳の最上河邊にあつたことも想像されてゆかしい、奥儀抄に

此歌普通にはしはしはかりそとそへはへる、もかみ河はたくるなくはやくて、のほる舟のかしらをふりてくたりくすれば、いな舟とはいふなり、つゐにはのほりぬればしはしはかりそとはよめり、或物にいへり、出羽國の住人の申しは、かの川すへてはやき事なし、たゞくらまの七まかりの坂のやうにて、とかくひちさりてなかれたれば、のほれる舟の又くたるやうに、よそにてはみゆるなりと申せども、後撰に

もかみ川ふかきにあへすいな舟の心かるくもかへりけるかな

とよめり、是はさきの歌の心にてそはへる、川はさためなきものなれば、むかしは、
やくこそ侍りけん。

昨日の淵は今日の瀬と變るは川の習ひであるから、この最上川も昔は今よりも急流であ
つたらうと思はれるのである。又源重之の歌に

最上川瀧の白糸くる人のこゝによらぬはあらしとそ思ふ

最上川落ちくる瀧の白糸は山のまゆよりくるにそありける

之れ重之在國の時、稻舟などに上りて、彼の瀧を見たのであらう、重之は兼忠の姪で、

圓融院一條院の御代の人である、夫木集に

もかみ川はや瀬に過るわれ舟のとこほるへき此よとやみる

藤原爲家

最上川たのめし舟の綱くりてこきはなれぬるゆくさをみむ

元 輔

西行上人のゆかりなる人の、あやまちありてまいらざりけるを、ゆるし給ふへき

よし奏して侍ければ、

最上川綱手ひくともいな舟のしはしかほどはいかりおろさむ

崇徳院御製

御返事

つよくひくつなてとみせよもかみ川そのいな舟のいかりをろさて 西行法師

かく奏して侍ければほどなく御ゆるし有けるとぞ、又歌枕云右二首贈答、西行家

集云、御勘當有けるものをゆるし給ふへきよし申入ける時の御製也、御返事かく

申たりければゆるし給にけりといへり、但御製の御歌、あはれとは思ひわたれど

もかみ川淵をも瀬をもえこそわかたね。

もかみ川おとすう舟のみなれ竿さしもはいかてはやきなるらん

俊頼朝臣

最上川鶉舟のかゝりもろどもにこがれて物をおもふころかな

法性寺入道關白

古來文人騷客が思を流れてつきぬ最上川に托し、詩や歌に感想を絮説する人が多い、今
その片鱗を左に録して、千古の咏嘆を偲ぶの資料とする。

續後撰 最上川人をくたせは稻舟のかへりて沈むものどこそ聞け 寂念法師
續古今 いな舟の苦引をほへ最上川しはしはかりのしくれなりけり

前内大臣

新後拾遺

いな舟も上りかねたるもかみ川しはしはかりといつをまちけん

藤原嗣房

松葉集

最上河人の心のいな舟もしはしはかりときかはたのまむ 有 家
もかみ川瀬々にせかるゝいな舟のしはしそとたにをもはすもかな

俊 成

最上川陰こそおなしいな舟ののほれはくたる岸の青柳 雅 經

新葉集

もかみ川又いな舟のくたる瀬をしはしはかりといかゝたのまむ

師 兼

くらゐ山のほれはくたる我身かを最上川こく舟ならなくに

實 綱

夫 木

最上川いなふねのみはかよはすておりのほり猶さはくあしかも

順

最上川うきねはすれど水鳥の下の心はやすけくもなし 基 俊

續千載

最上川みかさまさりて五月雨のしはしはかりも晴れぬ空かな

前關白大臣

新千載

もかみ川しはしと頼む契りたになほいな船の遠さかりつゝ

鳴 祐夏

いとゝしく頼まるゝ哉もかみ川しばしはかりのいなと見つれば

藤原相如

新後拾遺

最上川いなどこたへて稻船のしはしはかりは心をも見む 後鳥羽院下野
もかみ川上りもやらぬ稻船のあふ瀬すくへき程そ久しき 道因法師

もかみ川すたく螢はいな船ののほれはくたるかゝりなりけり

大江廣言

もかみ川岩うつ波にとひかひてはねしをぬれぬと千鳥啼くなり

大納言師時

京の愛らしい盆景のやうな山水に暖かくはぐまされた之等の歌人が、遠い／＼出羽の名所なる最上川上れば下る稻舟を背景として、四季の風物景趣を鑑賞した、そして壯美な自然を強く感激し、憧憬し讚美した、彼の自然の奥に潜む縹緲たる美を掴まうとした、彼の時代にありがちな生の美化、生の享樂をも歌ふた、更に白沙青松の地なる袖の補を歌枕として、自然の風物と人事とに對して、感じ易く動き易い情感の眼で見ること免れなかつた。

しろたねの袖の浦なみよる／＼はもろこし舟は漕わたるらむ

前中納言定家

しる涙ひとりやねなむ袖のうらさわく湊はよる舟もなし 從三位家隆卿
いまはたゝ戀忘れ貝たね絶てひかたもしらぬ袖のうら浪 光明峰寺入道
たひ衣立よる磯の松陰にすゝ敷かよふ袖のうらかせ 平宣時朝臣
うたゝねの寒くもあるかなから衣袖のうらにや秋のたつらん

大納言經信卿

袖のうらにたゝ我やくとしほたれて舟なかしたる海士とこそなれ

和泉式部

そての浦の色の濱とはなりぬとも何のかひかはあらんとすらむ

伊勢

しきりつゝ涙のかゝる袖のうらに忘れ貝をはひろはさりけり

中務

君こふる涙のかゝる袖のうらは岩ほなりとも朽そしぬへき

よみ人しらす

金葉

磯なつむ入江の浪にたちかへり君見るまでの命ともかな 平康貞女
なかるする海士のしわざとみるからに袖のうらにもみつ泪かな

むすめ

新古今

袖の浦の浪吹返す秋風に雲の上まで冷しかるらむ 中務
浪にたにぬれすほすまはありそ海の釣する海士の袖のうら風

忠定

新勅撰

憂しとおもふ物からぬるゝ袖の浦ひたりみきりに浪や立らん 前關白

續後撰

ほしわひぬ海士のかるもに鹽たれて我からかゝるそてのうらなみ 俊成卿

君戀ふる涙は海となりぬれとみるめかはらぬ袖のうらかな

藤原通憲

續古今

けふよりや人に心もおきつ浪かけてもしらぬ袖のうらかな 參議雅經

續拾遺

歎かしな袖の浦浪立かへりおもへは憂も契り成けり 常盤井入道
つれなさはありしにかへるつらさにて又もかさねぬ袖のうらみ

高階宗成

家集

袖の浦湊入江のみをつくし朽ちすは猶やうき名立らむ 祝部成茂
我身こそ心にしみて袖のうらひる時もなくあわれなるかな 小町

なかめする空にもあらでしくるゝは袖のうらにも浪は立らん

齋宮

いにしへのなきになかるゝ水くきは跡こそ袖の浦によりけれ

しのひ音の涙たよふ袖のうらになつますやとる秋の夜の月

西行法師

袖の浦たまらぬ玉の碎けつよせてもちかくるかへる涙かな

定家卿

袖の浦かりにやどりし月草のぬれての後を猶や頼まむ

しはしたにゆきてまかぬ袖の浦朝みつしほのひるま待ども

家隆卿

人しれぬ袖の浦には浪かけていはての關に日數へにけん 如 覺

朽はてし契の床のかたしきになをほしわふる袖のうらなみ

俊成卿

袖のうらに浪よせかくる宵々やわかたしきの涙なるらん

兵衛内侍

夜とよもに忍ふ心のあらはれてたえすそかゝるそてのうらなみ

範 宗

物おもへはいとひかたき袖のうらの涙に月そくるかほなる

行 宗

きぬくにわかる袖の浦千鳥猶ありあけは音になかれける

爲 家

五月雨に煙たえてもあま人の猶しほたる袖の浦波 祝部成賢

徒らに立つ名もくるし蟹のかる見るめはよその袖の浦波

あま衣ぬれそふ袖のうら見てもみるめなぎさにもしほたれつ

前參議雅有

しらせはやみるめはからで朝夕に波こそ袖のうらみありども

爲道朝臣

くちぬれば袖の浦波かけてたに人を見る目は頼みなければ

從三位親子

年月のあはぬつらさをかさねてもなほ立歸へる袖の浦波 龜山院御製

新千載

も鹽くむ袖の浦風寒ければほさても蟹や衣うつらむ 藤原宗秦

しらせはやりそめなりし見るめよりたねすそかゝる袖の浦波

權大納言公忠

新拾遺

船とめて片しく袖のうら風をたゆたふ波の枕にそさく

法印源意

蟹のかる見るめはよその契にて鹽干もしらぬ袖の浦波 前大納言爲兼

新後拾遺

春來ぬと霞の衣たちしよりまとほにかゝる袖の浦波 御選

渡の海のそこともしらぬ蟹なれと藻汐の烟たゝは尋ねむ 讀人しらす

みるめなき鹽のみたるゝ蟹なれば袖のうらにそ尋ねても見む

從三位爲信

新續古今

曉の別れはいつもから衣ぬれてそかゝる袖の浦波

正三位知家

忍ひかね鹽干もしらぬ波の音を猶明よする袖の浦風 同院攝政前左大臣

夢にたに見るめもなくて明る夜の返す衣の袖の浦浪 源家長

立歸りあふ夜まで猶ほさて見よ別れしまゝの袖の浦波 按察使資明

あまころも猶いかならん鹽くまぬ身にたにぬるゝ袖の浦波

彈正尹平忠房

あま人の玉藻かりはす袖のうらに我立ちぬれぬ浪のよるゝ

進子内親王

どへかした涙の床にふしわふる我かた敷の袖の浦浪 一條前太政大臣

あま人の衣ほすまも白雪のつもればかゝる袖のうら波 權大納言經豊

新葉

里の蟹の袖の浦風のとかにていさりにくたす春の夕風 御製

かくも多くの歌人が、思ひ／＼の感想を袖の浦に寄せて歌ふた、袖の浦は出羽の名所と

してその名高く、風雅の人の歌枕となつた、これらの古歌に現はれた山紫水明の自然を味ひ、其の胸に秘められた思想の琴線に觸れる時、魂は遠く飛んで千古の月影に馳せ、身はさながら白沙青松の長汀曲浦、寄せては返へす袖のうら波に、歌人ならぬ我が身ながらも心ゆくまで詩趣に味到したいやうな氣分がする。

2、源義經の北國落と最上川

時は文治二年の二月、暫らく吉野に匿れて、天下の形勢を瞰望してゐた英雄九郎判官義經は、身を羽黒山伏に粧ひ、主従二十有餘人世を忍んでの北國落、越中安宅の關で關守富樫に誰何され、漂泊轆轤幾度か危地に出入し、漸く念珠が關に差しかつたが、關守きびしくて通るべきやうもない、武藏坊辨慶一策を案じて、

判官をば下種山伏に作りなし、二挺の笈を嵩高に持たせ奉り、辨慶大の楯杖につき、めや法師とて、しと、打ちて行きければ、關守共これを見て、何事の咎にて、それはごにさいなみ給ふと申しければ、辨慶答へけるは、これは熊野の山伏にて候ふが、こ

れに候ふ山伏は、子々相傳のものにて候ふが、彼奴を失うて候ひつるに、此程見つけて候ふ間、いかなる咎をも當て、くれうす候、誰か咎め給ふべきとて、いよ／＼ひまなく打ちてぞ通りける。

關守ども之れを見て少しも怪しまず木戸を開けて通した、いよ／＼出羽の國に入つて、其の日ははらかいと云ふ所に一泊した、明くれば笠取山を越えて三瀬の薬師堂に參籠したこゝにて田川郡の領主田川太郎實房の爲めに御祈りして、少年の身にまつはる悪靈を拂ひなごした、大泉の庄大梵寺を通つて、羽黒の御山をよそながら拜して、流れも清き清川に着いた、義經記に

やがて御船に乗り給ひて、清河の船頭をいや權の頭とぞ申す、御船支度して參せける、水上は雪しる水嵩まりて、御舟を上せかねてぞありける、これや此の春、千種の少將、しやうのさらしまといふ所に流されて、一月影のみ寄するは、たなかい河の水、いな舟のいつらしかは、最上河のはやき瀬ぞ、ことも知らぬひはの聲、霞のひまに紛れ

る」と歌ひしも、今こそ思ひ知られけれ、かくて御舟を上する程に、山頂より落ちたる瀧あり、北の方、これをば何の瀧といふぞと問ひ給へば、白絲の瀧と申しければ北の方かくぞつゝけ給ふ。

最上河せゝの岩波せきとめよ寄らでぞ通るしらいどのたき

もがみかは岩越す波に月さえてよるおもしろき白絲のたき

と口ずさみつゝ、鎧の明神、冑の明神拜み參らせて、たかやりのせと申す難所を上せ煩ひておはする所に、上の山の端に猿ましらの聲のしけゝれば、北の方かくぞつゝけ給ひける。

ひきまはすうちはゝ弓にあらねどもたかやり猿をいてみつるかな

岩越す波に月冴わて、一練の白糸山峽に懸れるの興趣は盡きざれど、寄るべなき身を如何にせん、況んや夜深うして猿の聲啼いて絶たざるの幽境、不遇を孤舟に托するの身は之れ落人の女性、そゝろに哀感を覺えて長嘆したであらう、又

かくてさし上せ給ふ程に、みるたから、たけくらべの杉などいふ所を見給ひて、やむけの大明神を伏拜み奉り、あい河の津に付給ふ、判官、寄道は二日なるが、湊にかゝりては三日にまはる道にて候ふに、龜割山を越えて、へむらの里、あねはの松へ出では直ぐに候、いづれをか御覽じて通らせ給ふべきと仰せられければ、名所々々を見なければども、一日も近く候ふなれば、龜割山とやらんに懸りてこそ行かめとて、龜割山へぞかゝり給ひける。

八向の大明神を伏し拜み、合海の津に船を撃いて、新庄から鳥越舟形を経て、小國川の流域に沿うて東し、龜割山の山間にさしかゝつた、偶々其の夫人が産氣がついて玉のやうな一男を擧げた、辨慶は直ちに谿谷の間に下り、行々水源を探ねたが、烟霧朦朧として咫尺を辨じない、白露深き所石間に聲がある、沸々として沫を吐く、鍬を揮て之を碎けば温泉滾々として噴湧した、之を分娩兒の産湯に供した、これ今の瀬見温泉であると傳へられてゐる、義經の北國落に於ける通路に就ては、昔から多くの人々によつて論議された、我

が郷土に於ても義經辨慶などに關する傳説が頗る多い、辨慶の笈と傳稱するものも其の數十數個に及んでゐる、義經の微行は其の當時既に不明である、數百年の星霜を閲みした今日、何れとも定め難いのは當然であると云はねばならぬ、然し尿前越即ち中山越は東西必由の一路でもあり、又各地方の傳説を總合して考へて見ても、之れによつて遁れたと見る方が穩當ではあるまいか。

義經と最上川、何と云ふ好恰なコントラストであらう、然も落人としての古英雄が、清川の清峽に孤舟を浮べて將來活躍の夢を結び、花の如き夫人が而も男装して世を忍びながらも、自然の風光を恣にし歌韻盡きざるに至つては、之れ一篇の活詩にあらずして何であらうか、一幅の活畫にあらずして何んであらうか、彼は絶世の勇者であつた、然るに事志と違ひ奥州平泉に於て果敢ない最後を遂げたのは、そゝろに一掬の涙を禁じ得ない、然しながら彼の人物の聲價は生前に縮められたが死後に於て大に伸びた、彼が一生のうち最も逆境に起つた悲劇の一頁を後が郷土史上に残した。

3、聖僧澤庵と最上川

最上川早瀬に月も流されてしはし浮世にすむかひもなし

之れ聖僧澤庵が、上山の配所に於て詠せられた國詩である、天上高く澄み渡る月にはあれど、その清き影は最上川の早瀬に流されて、住むかひもなき浮世となつた。

おもひきや今宵の月をみちのくのあこやの松のかけに見んとは

師は如何なれば今宵のこの月を、阿古耶の松の木蔭に見ねばならなかつたらうか、思ふに寛永四年大徳寺住持義峰が退隱したが、後住に關して議論があつた、澤庵等正隱を推して住持たらしめた、古例に依つて紫衣を賜ふた、然るに翌五年幕府は正隱の開堂を以て法度に違ふものとなし、京師の所司代に命じて嚴責せしめた、一山の衆徒大に恐怖して爲す所を知らなかつた、師百方辨解したが聽されない、六年遂に幕府は師及び玉室江月等を江戸に召して詰問し、七月廿五日に至り玉室を陸奥の棚倉に、師を出羽の上山に配流し、城主土岐頼行をして之を監視せしむる事となつたのである、八月十五日師の上山に到るや歌

ふて曰く

元是清光私照無 巴陵日本洞庭湖 今宵可思十分影 月亦明天鼓器圖。

都にあらば日本の洞庭湖とも云ふべき琵琶の湖心にうつる月影を、心行くまで眺めんものを、今配所にありてそれもならずと感慨極まる所を知らなかつた、師は四年の間松山の小丘に庵を結んで、自ら春雨の二字を刻して額を一室に掲げ春雨庵と號した、松山は溪流を夾んで月岡城に對し、丘上一帶松樹影暗く、谿水滾々として流れ盡きず、一仙境を劃してゐる、師は花鳥風月に四季をりくくの吟詠を絶たなかつた、殊に春雨の清寂を味ふた。

おもひねて昔忘れぬさよ枕夢路つゆけきまごのはるさめ

花にぬる胡蝶のゆめをさまさしとふるも音せぬ軒の春雨

散る花を惜むなみたか入相の聲もうるほふ春さめのそら

谷川の音にまされて春雨のふるとは軒のしづくにそしる

苔あつき草の庵の春雨はしづくにたにもふると知られず

昔忘れぬさよ枕、夢路露けき春雨の庵に、波風荒き浮世をよそにして、閑に茶を煮て法義を談じ、筆書俳諧を樂しんだ、壁書として傳ふ所によれば、

飯は何のために喰ふものぞ、ひだるきやめんにくふものか、ひだるき事なくばくはでいらざるものか、さうかさて候。しかるに、そへものなくては飯はくはれぬとみな人のいふぞ僻事なる、ひとへにひだるきとめんためのはかりごと也、役にくふめしにはあらず、そへものなくて飯のくはれぬは、いまた飢の來らざるなり、うゑ來らずば一生もくはであらん、もしうゑきたらばその時において糟糠をもえらぶべからず、況んやめしにおいてをや、なにのそへものかいらん、受_レ食如_レ服_レ藥せよとほどけも遺教し給ひしなり、衣類も亦かくのごとし、人は衣食住の三にこそ一生をくるしむれ、此の心あるよりわれは三つのくるしみうすし。

流石に一山の開祖たる高僧の格言である、師は城主土岐頼行の寛容なる待遇に、囚はれの身を忘れて陸奥の松島にも遊んで、遊覽の興をつくして還つたこともあつた、彼の有名

な劔師新蔭流の祖柳生但馬守宗矩の歸依も厚く、師は物に動せぬ心法の極意を宗矩に授けた、宗矩は大猷公の武技の師である、或時公に言つて曰く「劔を學ぶ者當さに心を靜むべし、心を靜むる宜しく識者に訊るべし」と、公問うて曰く、如今識者誰れをか爲す、宗矩答へて曰く、臣の識る所を擧ぐれば、宗彭に若くものなしと、茲に於て乃ち澤庵の罪を赦して江戸に召還した、後將軍家光は品川に東海寺を建立して、師を招じてその開山とした後京師に上り上皇の勅を拜して宗要を説く所あつたが、正保二年七十三歳で東海寺に示寂せられた、あはれ春雨庵の遺蹟今は唯た名のみで、禪師が嘗て配所の山の井と云ふ題にて淺くともよしや又汲む人もあらはわれにことなる山の井の水と歌つた滾々としてつきぬ春雨の井のみ、今猶ほ昔を語つてゐる。

4、俳聖芭蕉と最上川

さみたれを集みて早し最上川

之れは俳聖芭蕉によりて高唱された名吟である、豪奢なる趣味を愛して現世の享樂を讚

美した元祿時代に居つて、ひとり閑寂の世界に逍遙した蕉翁は、一笠一杖、門人曾良を伴ひて奥羽行脚の途に上つた、平泉に藤原氏三代の榮華の夢の跡を辿つて、

夏草やつはものごもが夢の跡

五月雨のふり残してや光堂

生い茂る夏草に涙を濺ぎ、金碧燦爛たりし金色堂の頽廢を嘆き、忽ち道を轉じて

高山森々として、一鳥聲聞かず。木の下闇茂りあひて夜行くが如し。雲端につちふる心地して、篠の中踏みわけく、水をわたり、岩に蹶きて、肌につめたき汗を流して最上の庄に出づ。

尿前越の深山幽谷を踏破して、我が最上郡の新庄に出たのである、この地の俳人風流孤松柳風木端等と相會して俳薙を開いて

水の奥氷室尋ぬる柳かな

風の香も南に近し最上川

などの句を残されて、尾花澤の清風を訪ねた。

かれは富めるものなれども、志いやしからず。都にも折々かよひて、さすがに旅の情をも知りたれば、日頃とくめて、長途のいたはり、さまざまにもてなし侍る。

涼しさを我が宿にしてねまるなり

這出でよかひやが下のひきの聲

眉掃を俤にして紅紛の花

蠶飼する人は古代のすがたかな

曾良

旅に疲れた蕉翁は、門人清風の家の旅装を解いた、餘り涼しいので人の家たる事も忘れ自分の家のやうな氣がして、手足ものび／＼と寝そべつてゐる、そして養蠶室の床下に鳴いてゐる蟾蜍ひきに思ひを寄せて、隠れてゐないで出て鳴いてはごうだと歌ひ、最上名産の紅花を捉ひ來つて詠み、曾良は又、筒袖を着た素朴な姿の古代めいたことを寫生してゐる、何れも郷土趣味が現はれて面白い、「富んでゐながら上品な清風」とは、一体どんな人であつたらうか。

姓は鈴木、名道祐、通稱八右衛門、俳號を清風といつた、紅花商で家號を島田屋といつて、尾花澤の富家であつた、最上の紅花大臣といへば、誰れ知らぬものも無い位名が響いて居た、貞享三年になれる其撰「一橋」に、芭蕉、其角、嵐雪、才麿、曾良などの連句を載せてゐるを見れば、江戸の俳壇でも知名な人で、芭蕉とは舊知の仲で、師弟の間柄であつた、大淀三千風の「行脚文集」、貞享三年九月尾花澤に來た時の條に當所には予が好身あまたあれば、三十餘日休らひ、當所の俳仙鈴木清風は古友なりし故訪ひしに、都櫻に鞭したまひ、いまた關を越えざりしとなん、本意なみなから一紙を残す

駕籠千里白河のみや時雨るらん

とあれば、清風は留守であつたと見える、尾花澤の清風、大石田の一榮などは、當時地方俳壇の曉將で斯界の牛耳をとつてゐたのであらう、著書としては「一橋」の外「い

なむしろ」、「おくれ双六」等がある、享保六年正月十二日歿す、辭世の句に曰く、

本來の磁石を知るや春の雁

鈴木家は今猶ほ現存してゐる、俳書、名家の書簡、遺稿等多くあつたが、回祿の災にあつて全部焼失し、今は唯た一葉の短冊「袂紙花橘のむかしかな」の句のみ残つてゐる芭蕉は尾花澤から最上川を下つて、羽黒へ出るつもりであつたが、山寺の名蹟を探る爲に、わさみ山形の方へ歩みを進めた。

山形領に立石寺と云ふ山寺あり。慈覺大師の開基にて、殊に清閑の地なり。一見すべきよし人々のすゝむるによりて、尾花澤よりとつてかへし、其の間七里ばかりなり。日いまた暮れず、麓の坊に宿かり置きて、山上の堂にのぼる。岩に巖を重ねて山とし松柏年ふり、土石老いて苔滑に、岩上の院々扉を閉ちて、物の音きこえず。岸をめぐり岩を這うて佛閣を拜し、佳景寂莫として心すみゆくのみおぼゆ。

閑さや岩にしみ入る蟬の聲

何といふ閑寂な詩趣であらう、蟬の聲がしん／＼と降りそゞいで、岩の肌に浸みこむやうな、寂莫の感じが深刻に胸をさすのである、やがて最上川を舟で下らうと思つて、大石田の津に晴天を待つてゐた。

こゝに古き俳諧の種こぼれて、忘れぬ花の昔をしたひ、蘆角一聲の心をやはらげ、此の道にさぐりあしゝて、新古ふた道にふみまよふといへども、道しるべする人しなければと、わりなき一卷を残しぬ、このたびの風流こゝに至れり。

蕉翁は、此處の俳人達が、貞門、談林の舊派と、正風の新派との二つの俳風に迷つてゐるから、指導して頂きたいと云はれたので、高野一榮の宅で俳諧を催ふした、そして左の五月雨の一卷を残した。

さみたれをあつめてすゞしもかみ川

芭蕉

岸にはたるを繋く舟杭

一榮

瓜はたけいさよふ空に影おちて

曾良

里をむかひに桑のほそみち

うしのこにこゝろなくさむゆふまくれ

水雲重しふところの吟

佗笠をまくらに立てゝやまおろし

松むすびをく國のさかひめ

永樂の古き寺領を戴て

夢とあはする大鷹のかみ

たきものゝ名を曉とかこちたる

つま紅粉うつる双六のいし

巻あくる簾にちこのはひ入て

煩ふひとに告るあきかせ

水替かぶる井手の月こそ哀なれ

きぬたうちとてえらひ出さる

花の後はなを織らする花薙

ねはむいとなむ山かげの塔

穢多村はうきよの外の春富みて

かたなかりする甲斐の一亂

葎垣人も通らぬ關所

もの書たひに削るまつかせ

星祭る髪はしらがのかゝるまで

集に遊女の名をとむる月

鹿笛にもらふもおかし塗あした

柴賣に出て家路わするゝ

ねふた咲木蔭の晝のかけろひに

川 一 芭 川 曾 一 芭 曾 一 芭 曾 川 芭 一 川
水 榮 蕉 水 良 榮 蕉 水 良 榮 蕉 水 良 榮 蕉 水

曾 一 川 曾 芭 川 一 曾 一 芭 川 一 芭 川 芭
良 榮 水 良 蕉 水 榮 蕉 水 榮 蕉 水 榮 蕉 水

たえくならず千日のかね

古里の友かど跡をふりかへり

ことは論する舟の乗客

雪みそれ師走の市の名残とて

煤掃の日を草庵の客

なき人を古き懐紙にかそへられ

やもめからすのまよふ入逢

平包あすもこゆへき峰の花

山田の種をいはふむらさめ

芭蕉 九

一榮 九

曾良 九

曾良

川水

一榮

曾良

芭蕉

一榮

川水

芭蕉

曾良

川水 九

最上のほどり一榮子宅におゐて興行

元祿二年仲夏末

芭蕉庵桃青書

この歌仙は現今大石田町の佐藤茂兵衛氏が所藏されてゐる、又同町西光寺に句碑がある之れは芭蕉自筆の句を刻したものだど傳へられてゐる、やがて芭蕉は梅雨の晴間に最上川を下つて、清川峡流の奇勝に胸を躍らした、東西の山脚相迫つて、川は純然たる大河の趣をなし、水は溶々として深潭をなしてゐる、彼の兩岸の蒼翠は時々旅人の衣を襲ふたであらう。

最上川はみちのくより出で、山形を水上とす。ごてん、はやぶさなど云ふおそろしき難所あり。板敷山の北を流れて、はては酒田の海に入る。左右山覆ひ、茂みの中に舟をくだす。これに稻積みたるをやいなぶねと云ふならし。白糸の瀧は青葉のひま／＼に落ちて、仙人堂岩に臨みて立つ。水みなぎつて舟あやふし。

さみだれを集めてはやし最上川

菴帆をあげて上下する小舟、青葉がくれに見ゆる楚々たる白絲の嬌姿、岸邊にたてる仙
人堂の風致も添えて、一段の興味を呼んだであらう、それに雨餘の大河激流漲りて水烟あ
がり、岩をも碎き山をも劈かん光景に、詩神そゝろに動き來つて、「集めて早し」なる凄壯
の句を成したのであらう、六月三日、羽黒山にのほつた、門人圖司呂丸を訪ね、羽黒の別
當代會覺阿闍梨にも會つた、南谷にある別院に一泊したが、阿闍梨は懇ろにいたはつてく
れた、四日、本坊で俳筵を催した。

有りがたや雪をかをらす南谷

薰風がそよ／＼と吹いて、谷間の雪もかほるかと思はれて、この靈地の有り難さが身に
しみた幽寂な感じを現はしてゐる、五日、羽黒權現に參詣して、天台止觀の月、圓頓融通
の法の灯に閑寂を味到した翁は畢竟閑寂な自然詩人であつた、都會よりは田園、野の家よ
りも山居を愛した、彼が愛した趣味は一種の寂びであつて、豪華な趣致ではなかつた、八

日には雲霧山氣の中を未だ消え残る氷雪を踏んで登ること八里、峻しい山路に息はされ、
寒さに身はこゝえて漸く頂上に至れば、夕日は已に没して月が出た、笹を敷き篠を枕とし
一夜を明かして湯殿山へ下つた。

岩に腰かけてしばしやすらふほど、三尺ばかりなる櫻のつぼみ、半ばひらけるあり、
ふり積む雪の下に埋れて、春を忘れぬ遅櫻の花の心わりなし。

雪の下に埋れても、なほ春の時節を忘れない花の心に、生の一脈の活動を認め、大僧正
行尊が詠んだ

もろともにあはれと思へ山櫻花よりほかにしる人もなし

の歌の情趣を味つた、坊に歸ると、阿闍梨の需めに應じて、水莖の跡もゆたかに、三山
巡禮の句を短冊に書き流した。

涼しさやほの三日月の羽黒山

雲の峰いくつ崩れて月の山

語られぬ湯殿にぬらす袂かな

湯殿山錢踏む道の泪かな

同行の曾良はまた左の三句を残した。

月山や鍛冶が跡とふ雪清水

錢踏んで世を忘れけり湯殿道

三日月や雪にしらけし雲の峰

羽黒を立つて、鶴岡の長山重行の家に迎へられて、俳諧一卷を催した、赤川を舟に乗つて酒田の港に下り、伊藤不玉の家に宿つた。

あつみ山や吹浦かけて夕すゞみ

暑き日を海にいれたり最上川

酒田には四五日滞在した、近江屋志玉亭で納涼の佳興に瓜をもてなして、發句を乞うた。そして句なきものは食ふことが出来ないと戯れたのも、旅のつれづれを慰むる餘興であつた。

はつ真桑よつにや割らん輪にやせん

はせを

初瓜やかふり廻しを思ひ出つ

曾良

三人の中に翁やはつ真桑

不玉

興さめて心もどなし瓜の味

志玉

蕉翁はいたる所江山水陸の風光を賞した、「三里に灸すうるより、松島の月まづ心にかゝりて」と旅の始めに云つてゐる如く、松島への憧憬は強かつた、その松嶋も見た、藤原三代の榮耀の夢の跡も辿つた、今残る所は象瀉の奇勝のみである、翁は、風強くして砂塵を飛ばす海道を、山を越え、磯を傳ひ、真砂を踏んで雨の象瀉を見た、雨の象瀉はうす暗くさびしくて、恰も憂愁の色深く眠るが如き美人西施の姿を想はせた、その雨の中には合歡の花がうすぼんやり咲いてゐる。

象瀉や雨に西施がねぶの花

の名句を残した、笑ふが如き松島と、啼くが如き象潟とは翁の心の琴線に強く響かざるを得なかつた、太平洋海岸の明るい感じと、裏日本海岸の暗い感じとは、しみじみ詩心を刺撃した、然し翁はごこまでも悲壯幽寂の自然美を愛した、翁は酒田の俳人等に引止められ袂を分ちかねたが、愛を割いて鼠が關を越え越後路に歩を進めた。

翁は旅から旅への生活のうちに、眞實に自然を觀た、蟬の聲に山寺の幽寂を味ひ、湯殿山上の雪に埋れた遅櫻にも情趣を感じた、そして活動と靜寂とを兼ねた我が最上川は、翁の靈筆によつて新しい生命を與へられた。

五月雨を集めて早し最上川

この詩人の眼にはつきり映つた最上川の自然の姿は、多くの歌人も見得なかつた天地であつた、翁は自然の根抵に横はつてゐる最上川の眞生命を遺憾なく把握した、翁は自然の奥底から流るゝ生命の泉を掬みつくさんとした、奥の細道は、多くの旅行者が持つやうな唯た一篇の記録ではない、生命のある詩立派な藝術品である、翁は生命を此の作にうちこん

である、あゝ恵まれたる我が最上川！、この俳聖芭蕉によつて高唱せられた山水の美は、之れ我が郷土の誇りと云はねばならぬ。

5、旅人と最上川

旅人よ、私は冀ふ、御身達はすべて空虚でありたいと、四角張つた理屈の袴をぬき捨てゝ、涼しい風に吹かるゝやうな氣持で、旅をして見たいと私はいつも思つてゐる、記行文の如きものも、僞らす彩らず、見たまゝ感じたまゝを、純な心で卒直に書きあらはす所に不言の妙味がある、そして何物をも入れる廣い心と、旅の困苦にうちかつ勇猛心とが大切だと思ふ。旅人芭蕉は、烟霞の僻、漂泊の思ひやむ時なく、たよりなき風雲に身をせめ、花鳥に情を勞して、一生を旅に暮らした、私は我が郷土に深く印した旅人芭蕉の足跡を辿つて見た、旅行の趣味は人生の一大快事である、徒然草の法師は

いづくにもあれ、しばし旅だちたるこそ、めさむる心地すれ、そのわたり爰かしこ見ありき、あなかびたる所、山里などは、いとめなれぬ事のみぞおほかる。

と旅行の趣味を説いてゐる、そして

最上川はやくぞまさる雨雲ののほれはくたる五月雨のころ

五月雨に水嵩まして、雨雲の山河を覆へる中を、小舟のあまた上下する有様を歌つてゐる、芭蕉の詠んだ「集めて早し」の句も、此の歌から換骨奪胎したのであらう、而も巧を弄して却て纖柔に落ちない所に、芭蕉の強味がある、又我が郷土の生んだ大橋乙羽は、明治文壇に於ける山河巡禮者の明星である、其の著「千山萬水」のはしがきに

西行法師の繪に、笠と杖とを放したるは少く、芭蕉翁の像は、旅仕度の儘なるが多し
されば光陰は百代の過客、天地は萬物の安籠、生老病苦は合の宿アイシユクにて、世は一六の賽の目の、上り坂あれば、下り坂ある、道中わづか五十年、東海道廻双六から、振出して上りの風袋フウクイを引き、餘れるを一ツ振つて、人を追ひ越したのが、下から親分と立てられて、駕籠ならば乗客ノリダテ、昇ぐ男は雲助の、毛牘にソヨと秋の風と、細かい所に目を着ける俳諧師も、物の哀を知るは旅ならずや。

旅を人生に寄せてゐる、然り人生は旅だ、咲き誇る花に對しては、うら若き人生の朝を思ひ、落葉を照らす月影に對しては、老いゆく人生の夕を想ふなど、旅なればこそ一しほ感するのである、故郷遠き草の枕に、徐ろに哀感を覺ゆるのも旅である、詩人藤村は
落葉松からまつの樹はありととも、石南花しゅくなきの花さゝととも、故郷遠き草枕、思はなにか慰まむ
旅寢は胸と病むばかり、沈む憂は酔ふがごと、獨りぬる夜の夢にのみ、たゞ夢にのみ
山路を下る。

と旅人の哀愁を歌ふた、されど旅人は幸福なる漂泊者である、泰西の詩人キーツは歌ふ。
歌ひつゝ來往し、醒めたる眼を以て有らゆる光景を眺め、耳を聳て、有らゆる音響の美を聆き、自然界の玄妙を愛玩熟知す。

旅は曇れる眼に光りを與ひ、涸れたる心に新らしき泉を與へる、可愛子には旅をさせよとは昔から云つた言葉である、憂いもつらさも、おそろしき事、をかしきこと、人の心も言葉つきも、國により所により異なる様を、深刻に知るは旅である、西行の笠をしめつけ

宗祇の草鞋の跡を思つて、こゝの名所かしの山水と、南船北馬筆を載せて、千山萬水の風光を探る文人墨客が、如何に我が最上川を見たであらうか、それらの人々の眼に映じた自然と、心に書いた我が郷土とを、筆の雫の跡を辿つて、この一篇を書いて見たい。

最上川のうちに最も旅人の眼を喜ばし、詩魂を奪うたのはどうしても清川の清峽であつた、「陸奥千鳥」の桃隣は

こゝこそかの最上川、聞き及びたるよりも川幅廣く、水早し、左右の山つゝきに瀧あまたあり、中にも白糸の瀧けしきすくれたり。

と讚嘆した、多くの旅人は、大石田から下つて、なき澤、清水、古口、清川、この船關を經たものである、平凡な平面的な風致からだんぐ、非凡な立體的な畫面を擴げて行く、そして

みじか夜を二十里寝たり最上川

の名句を詠んでゐる、何といふ餘韻の深い句だらう、雄大な自然の懷ろに抱かれながら

孤舟夢を載せて急流を下るの風流である、「大八州遊紀」に

發大石田、赴清川、清水距北十六里、乗船同乗者七八人、蓬下蹲居、下川二里、天明寒甚不敢出頭、日高始出立舷上、兩岸層巒復嶺、陂陁不斷、秋樹經霜、猩紅映日、翠杉青松、粧點其罅、龍田紅楓世之所稱、未知孰伯仲、川流屈折、繞山而流、遙望唯視高巒聳天、水勢如窮忽又渺漫無涯、柳子厚所謂、舟行如窮忽又無際者、范成大嘗履其地云、碧流淙潺不可杭、春張或可杭、然則子厚語之妙、實不知其境也、至合海村、有崖色白如雪、側立千尺、紅澗翠蔓、掩映其上、猶如一大絹上畫秋樹紅葉、眞可稱奇絕至他則其色稍帶紫黃、唯此崖樹殷紅如火、不知何故、下合海數里、有白絲瀑布、紅樹隱映亦可愛、夕至清川驛。

川流屈折山を繞つて流るゝ所、兩岸の紅楓水に映じて美なるの光景を、筆端に躍らしてゐる、詩人正岡子規は、霧降りかゝる秋の朝、蕙帆をかゝげて下つた。

あさ霧や四十八瀧下り舟

壯美な清峽は、遺憾なくレンズの焼點に觸れてゐる、四十八瀧の音のみ聞えて姿の見えぬのも多くあつたらう、又少年時代に我が郷土の山河にはぐ、まれた田山花袋翁は、其の著「最上川」に

路上の石に車の輪の輾れるに愕然として驚き覺れば、何時の間にか狩川の驛は過ぎて渴するばかりに遠く望み來りし清川附近の山翠は、既に早くも眼前咫尺の間にあり。ことに綠葉の山嵐に搖曳せる、俄かに別天地に入りたるか如きを覺ゆるに、われは喜ぶこと一方ならず、今までの苦熱も全く忘れ果て、一意その清く冷かなる空氣を吸ひぬ。美しき清川の驛に近く、路に風情ある松原にかゝりて、その盡くる所に初めて最上川の溶々たる流を見たる時、わが心は如何に躍りわが胸は如何に震ひし。更に、驛の旅亭に至るに及びてわが心は愈々動きぬ。見よ、この驛の如何に古風の趣を備へたるかを、見よ、この驛の如何に名所圖繪中の旅舎に似たるかを。

朴訥な、そして無限の誠實の口をこめた主婦に導かれて二階に上つた、前山の翠微は限りなき涼味を送つてくる、茶を喫しながらあたりを見た、前にははちすの花咲ける桓があつて、拮捍が高くあがつてゐる、彼方の家には、赤い襷を十文字に綾取つた十七八歳の少女が後向になつて、頻りに雪よりも白い絲を繰つてゐる、をり／＼清く玉の如き唄聲がきこゐる、翁は

驛路の最後の家を過ぎ、面白き形したる松原をも越れば、兩山の間を流れたる溶々たる最上川の流は、深碧なる水をわが前にたゞ／＼をり／＼激する水聲は恰も遠笛を聞くが如し。何等の奇景ぞわれは最上川をかくまで卓れたる河流とは夢にも想像したる事なかりき。路はその川の右岸を縫ひて、山岳の屈曲、翠嵐の搖曳、殊にその山勢の迫りて迫らざる、その河身の深くして溶々たる、最もわれの心を惹きぬ。われ、天下を漫遊して、山川の美を觀ること甚だ多し。されどわが日本の地勢の狭少なる爲めか、未だ山中を流れて然も溶々たる大河の趣きを爲したるものあるを知らず。富士川の壯、熊野川の奇、孰れも優に天下の奇景たるに足ると雖も、然も、兩岸の水漲溢し

て溶々船を泛ぶるに足るの景に至つては、遂に大陸の一小流にだも及ぶ能はず。常に以て憾となせしに、今この東奥の僻地にゆくりなく最上川の一景を得て、以てわが多年の渴を醫すを得たるは豈喜ぶべきの限りにあらずや。

説き去り説き來つて、この隠れたる奥北の最上川の奇景を讚美した、又乙羽は酒田から清川を経て、本合海の漁村に一泊した、「千山萬水」に

酒田の町を離れて、葭茂れる廣野あり、葉は枯れ盡して、黄なる花の風に靡く間より鳥海の山は白く見えぬ、最上川の海のやうになれるに架せる橋を渡りて、また幾村かを過ぎ、清川に着きて晝餐したむ、こゝよりは始終川に沿ふて、山の腰をめぐり行くに、青き山と赤き山との間を、流るゝ大河は、幾日の雨を湛えしか、滔々として矢よりも疾し、古口にて日は落ちたり、蒹帆張りて江を下れる舟の、蘆荻の洲に泊るも妙に、これは楓橋の夜泊るべき宿の遠く、月無く鳥の歸へる山の根に行き暮れて、對岸の古寺に鐘の聲も寂びたり。見るゝ青松と紅葉と、蒼然たる色に裹まれて漁家二

三點、宵闇になり行くも、物哀れならずや、本合海は江に近き漁村なり、蟹家立並びて、戸を洩る火影の淋しげなる、只ある宿屋に入りて、わづかに一夜を明しぬ。詩あり。

峰巒中斷大江流、紅樹青山滿目秋、三十六灣行不盡、一帆夜泊荻花洲。

最上河畔に夜泊して、蟹家の戸をもる火影に、旅の哀愁を感じたであらう、末松青萍は嘗て最上川を下つて、絶壁と奔瀨と、盤旋盡きざるの光景を歌ひ、更らに清川の津に舟を繋いで、幕末の志士清川八郎の遺墨をも見た。

畫裡江山遮眼明、浦湍曲々盪舟行、忽過絶壁忽奔瀨、盡日盤旋不飽情。

俠骨稜々世所聞、淋漓筆墨見遺文、九泉豈有子推恨、明治恩光不及君。

當時青萍博士は、「明治恩光不及君」と概嘆されたが、後聖恩枯骨に及び、御贈位の恩典に預り、今や清川神社として祭祀されてゐる。萩原井泉水は「羽越紀行」に最上川を評して

それは美しいとか、すばらしいとか云ふことでなく、ただ茫漠として、洋々として太古のやうな素朴さと、愚かしいやうな大いさがあるといふことが、如何にも東北の大河たる最上川らしい感じがした。

と云つてゐる、流石は井泉水だ、「太古のやうな素朴さと、愚かしいやうな大いさ」實に最上川を凝視し、その大流の中にひそむ河神の魂を把握した、敏感な言葉である、この素朴さと大いさとが、我が郷土民性の發露であらねばならぬ、日本文壇の雄將井原西鶴も酒田に遊んで、最上川の光景を讚美した一人である、其の著「日本永代藏」の、舟人馬かた鎧屋の庭の條に

爰に坂田の町に鎧屋と云へる大問屋住みけるが(略)、此の國一番の米買入れ、惣左衛門と云ふ名を知らざるはなし、表は三十間裏行六十五間を家庫に建てつ、け、臺所の有様目を覺しける、米味噌出し入れの役人、焼木の請取り、肴奉行料理人椀家具を預り、菓子捌き苺茗の役、茶間の役、湯殿役又は使番の者を極め、商手代内證手代、

金銀の渡し役、入手の付手、諸事一人にて一役つゝ渡して物の自由を調べける。

又「一代男」に

羽後の坂田に着いた、この浦の景色、櫻は波に映り、誠に花の上漕く蟹の釣舟と讀めるは此處ぞ。

と酒田の繁榮を語り、袖の浦の春景色を、例の西鶴一流の筆致で、その流るゝが如き情緒を讚美してゐる、又古松軒は「東遊雜記」に

清川よりは酒井侯御知行にて、豪家も見わて風俗もよろしく侍りし、人足に出るもの衣服賤しからず、馬までも肥ふとり、形も美々しく、山川草木、上々國の風土なり、庄内に入つては自然も人も美しく、上々國の風士だと稱讚した、俳人沼波瓊音はその最上川紀行に左の如く感想を述べてゐる。

我が嬉しき特色と覚えしは、迂曲甚だ多くして風色の變化盡日飽かざることなり(略) 艦に出て、苦にもたれ、悠然として眺むる間、我、我を忘れぬ、短き時に多くの事を

成さんとするの燥氣、人の波押分けて我疾く進まんとする焦慮、時代の潮流に對する憤、境遇の壓迫に對する悶、これら一切の苦難はこの清き最上川の水に溶け去りて、我が心未だ繁鎖なる人間の約束を學ばざる昔に返りしが如し。

人間一切の苦惱を最上川の清流にながし、繁鎖な人間の苦を捨て、自然に歸りたいと洩らしてゐる、又自然は人物を造るといふ見地から庄内人を評して、

庄内の人の性格は地勢の生むところ、單純にして安らかなり、又庄内出身の兵は演習に拙き事甚だし、しかも實戰に臨んでは虎よりも猛なりとは、軍隊にての定評ときく庄内人の特色はこの一言を以て窺ひ知るべし、此の撲實なる美風の永く傷けざらんことを祈る切なり。

單純にして安らかな……質樸な氣性と、恰も竹林に眠れる虎の、猛然として起つ雄々しい勇氣とを大いに稱揚する所あつた、庄内藩主酒井了恒(忠寶)が、明治戊辰の孟秋、命を受け東行して清川を過ぎだ、一詩を吟じて意氣豪なるものがあつた。

清峽關前津吏迎、千軍停馬々悲鳴、掉歌齊唱連帆發、是不尋常傷別情。

英雄亦た涙なきにあらず、別離の情綿々として盡さざるものがある、庄内の天地は最上川に配するに鳥海山を得て更らに壯美を完ふす、今、一大虹霓の如き兩羽橋畔に起つて瞰望する時、藻江は溶々として流れ、鳥海山は天霄を摩してゐる、實に壯大の氣分にうたれざるを得ない、赤水嘗て歌ふて曰く、

鳥海山高北海陬、岳雲溪樹望悠々、不知何日大鵬翼、化作名山鎮羽州。

羽州の鎮たる鳥海山と、百川を合せ得たる最上川と、豊穰なる平野と、怒濤巨岩を噛むの壯大な自然とに、恵まれた庄内は幸福である、歌人海上胤平は

さやかにも流れてけりな最上川八十くまでらす月の山水

庄内の大地を歌ひ得て餘縊がない、近時若山收水は

中高にうねり流るゝ出水河最上の空は秋ぐもりせり

秋の日の出水河、よく實寫して趣味横溢の感がある。

最上川岸の柳に舟とめてとまうらはらへすめる月見む

之れ一代の英主酒井忠徳公の玉詠である、岸の柳に舟を繋いで光風霽月を見る、其の偉大なる人格と其の風流を思はざるを得ない、池西言水は酒田で

蚤させし我恥ふるふ袖の浦

言水でなければ詠まれない句である、乙二は最上川の舟中にて

氷雨ふりし雲おさまらず最上川

の佳句を吟じた、長翠は

水に空のしたしき秋や最上川

水空一体の最上川を凝視した、新派俳壇の權威者碧梧桐は酒田に泊つて、不玉の居らな

い寂しさをつくづく感じて、昔ならば不玉の宿や後の月

の句を残して去つた、酒田には古來幾多の俳人が來た、天和三年に大淀三千風も來た、

西鶴も來た、旅人芭蕉は不玉の宿に泊つた、寒い寂びしい後の月が出たが、今は吟を共にするに足る俳人がゐないと懐古の情禁する能はずして、此の句をなしたであらう、最上川を詠んだ古人の句は多い、捨てかたい二三の句を左に書いて置く。

麥刈て稻舟見せよ最上川

貞 徳

川つばめ又手さす邪魔と見ゆるかな

其 角

棹もげに世の中よかれ最上川

惟 然

稻船にやすみかねてや飛ふ螢

曾 良

袖の浦思ふあたりを雲の峰

支 考

毛見衆の船さし下せ最上川

蕪 村

何れも作者の個性と、其の作句の形式とかさま／＼に現はれて面白い句である、又古來天地を逍遙する旅人は、身を最上川に托して詩に歌に詠嘆したものが尠くない、立齋翁の弘采録に、

しなさかる鄙人にして、おほふけなき、わざにはあれど、いにしへの、かしこき道の
 しのばしく見ぬ人しのぶ、戀の山、たどくしくも分けそめて、神のみ史や敷島の、
 大和歌さへゆふたすき、かけて習ひつしかく、に、宿世の山のしくせより、幸なきさ
 かかなぞもなく、奈曾の白橋とたえして、そこもしれぬ埋木の、藻に埋るゝ最上川
 のぼりかねたる稻小舟、下る手ふりのさかなさを、なげく涙は白糸の、瀧つ流れの早け
 れば、包むに余る袖の浦、うきをたつねて有耶無耶の、關のこなたに獨りのみ、すみ
 た川原にわびつゝも、經にける年を數ふれば、六十あまりに老ひぬれど、ときし心は
 眞曾銳、くもらぬ友と仰き見る、月のみ山ゆさしのぼる、ひかりなりけりその月の、
 光もあやなかけ高き、阿姑屋の松にさへられて、世に出がたき身とやなりけむ。

不遇を慨して此の地の名所舊蹟を詠み込んだ長歌である、埋木のかくれて朽ちぬる悲愁
 を歌つてゐる、埋木は最上川の名産であつた、「春波樓筆記」に

出羽庄内領飽海郡、文化甲子夏六月、大に地震して最上川の水底より古木を出たす、

豫州扶桑木より上品にして、紫檀の如し。

といつてゐる、又文政七年儒者朝川善菴、最上川埋木の記を作つた、其文に曰く

出羽國最上川水底亦有埋木、黒質黄文細緻堅實、敲之聲甚響而清遠、不問知其爲洪荒
 時物也、夫木自萌蘖而拱把連抱、歷幾星霜以至於如斯能大、但其命數有限、或枯或仆
 不盡其材、然山川之所、鍾靈氣之所感、或有神物愛惜衛闕之、沈埋耐久以待材顯於後
 世、又有時乎洩其秘、其理固有故也、拙逸堂主人、權巧有思、精攻木之技、凡什器出
 其手者、人爭購之、一日見爲奇貨、採伐製器以充房之用、木質固堅良、又且而磨之
 磨而光之、黝黒如漆、而古色可掬、其用工之精、而爲用之周、非常之材、至今日重顯
 于世、又吾東方君子之國、以木德勝於三方、亦於是乎可見矣、則此木豈獨爲一文房之
 而已哉、因爲之記。

白河樂翁公に使へた野川老女の「旅路の露」、最上川を下る歌に、

最上川朝ぎり深く立ちそひてあさせしら波たどる舟人

いく千尋くりおろすらん山姫の手にまかせたる白絲の瀧

樂翁公は右の一帖に

見ればまたいまもしのぶのすり衣旅路の露ぞ袖に乱るゝ

と書き添へてある、繪畫にも最上川を題材にとつたものが頗る多い、今より百八十餘年前の最上川と酒田港とを寫した極彩色の繪卷や、寒河江陣屋から所管地の貢米を河岸出しをした光景の圖卷などもある、殊に廣重筆最上川六十餘州名所圖繪の酒田湊は、

清朝の濃藍參差の松樹に白砂を對照して、白帆に風を孕ました船の、月山をまともに最上川口をのぼり行く

風光を畫いてゐる、洋畫壇の重鎮吉田博畫伯の筆になる「最上川中洲渡船場より酒田港を望む」「袖の浦より酒田河口を望む」の油繪や、畫伯中川八郎の「酒田港の入り」を畫いた油繪などは何れも逸品である、其の外清川の清峽を畫いた河合新藏の油繪、太田義一の最上川十二ヶ月、松田修平筆の「最上川より月山を望む」の圖、最上川を實地探勝して寫生し

た朝一圭鳳の「藻江畫帖」など、何れも趣味豊かな作品である。

旅人と最上川！、私は多くの旅人によつて稱美された最上川を見た、そしてその中に滲み出てゐる人生味、自然と人生との間を來往して、魂の即き離るゝさまぐの姿が、私をひきつけた、旅ゆく者のみ感ずる孤獨、寂寥、自由をも味つた、私は嘗て少年時代に最上川に孤舟を浮べて、寺津から酒田まで下つたことがある、雄大でしかも纖細な、活潑でも靜寂な、恰も凱旋將軍のやうな、又詩人のやうな、急湍奔瀨があるかと思ふと、汪汪として碧潭をなせる變幻極まりない妙趣が、小さい胸に深くもきざまれた大江の俤を思ひ起すについても、李白の詩、

朝辞白帝彩雲間、千里江陵一日還、兩岸猿聲啼不住、輕舟已過萬重山。

を歌ひ行けるロマンチックな心持になつて、無限の興味を感ずる、今此の稿を終はるに當つて最後に一言したい、一般に日本人は自然に親しむと云ふ考が少ない、従て旅行の趣味を解しない人が多い、田山花袋翁は嘗て曰く

小生はかねてより日本人の天然に對する感の薄きを慨くものゝ一人に候、西洋などには、農夫商賈の卑きに至りても、皆親しく天然に親灸し、恰もおのれの親かなんぞのやうに、或時はその懷に抱かれ、ある時はその袖に絶り、悲しき時は天に叫び、嬉しき時は地に伏すといふやうに、萬事天然に對しての感の起しかたが、深く鋭くしかもやさしく候、されば讀本などを讀みても、草や花や山や水の事を記したるもの多く且つ親切に候、決して日本人の如く、老いても猶野の草花の名を知らぬやうなるものはあるまじく候、日本人は概して天然に對しては、冷淡に候、他人か何んぞのやうに思ひ居候。

旅行は一種の道樂だ、然しこれほど愉快な趣味ある者はない、山水放浪の癖あるものにあらざれば、烟蓑雨笠の興は知らない、芭蕉翁の詠みたる

くたびれて宿かる頃や藤の花

夕暮の宿の一風呂の心地好きは、旅人ならでは知られぬ興趣である、花が咲いたとて何

が面白いか、赤い月が東山に出たとて何が愉快であるか、旅窓に雁の聲を聞いたとて何の情味があらう、花より團子だ、月より黄金だ、雁の聲よりもその肉だ、雁を鐵砲でうちとめて、食べたたらさぞやあまの川だらうといふ俗物は可なり多い、従て日本の文學の上に巨作大篇がないでもない、然しこの天然の美を背景に、不言の裡に無限の興味を備ふやうなものが多いのは惜しむべきである、正法眼藏の山水經に

おほよそ山は國界に屬せりといへども、山を愛する人に屬するなり、……世界に水ありといふのみにあらず、水界に世界あり、水中のかくのごとくあるのみにあらず、雲中にも有情世界あり、風中にも有情世界あり、火中にも有情世界あり、地中にも有情世界あり、法界中にも有情世界あり、一莖草中にも有情世界あり、一柱杖中にも有情世界あり、有情世界あるがごときは、そのところかならず佛祖世界あり、かくのごとくの道理、よくよく參學すべし。

山川草木悉く有情世界である、佛の世界である、實に偉大ではないか、崇高ではないか

自然と人生とを往來する旅人は、この心を以て心とせねばならぬ。

八、光榮の最上川

叡聖文武なる 明治天皇は、夙に維新の雄圖を定め、政務を視そなはせ給へる間に、四方を巡狩して親しく民生の疾苦を察し、教育殖産の業を奨励したまひ、明治十四年九月、三伏の炎熱を冒し、萬岳の絶險を踰へ、遠く我が羽州の民情を御視察あらせられた、厥仁厥德、聖恩洪大誠に感激に堪へざる所である、秋田縣下院内から 鸞輿始めて我が縣に入らせ給へ、及位の小驛に御小休あらせられた、及位川の谿流は君が御代の千秋を歌ひ、對岸の峭壁は動かぬ御世を壽いた、飛泉數條、碎けて白雨と爲り、沈んで深潭と爲るの光景を視そなはせられた 主上は、樓に御して、一等編修官川田剛に命じ、詩を賦して上らせ給ふた。

絶壁懸崖碧瀨奔、誰圖龍駕此停轅、鹽根嶺近連山脈、藻江川初見水源、

淵底潛鱗驚日影、雨餘古木浴天恩、從來四海皆王土、何處雲林不禁園。

普天の下卒土の濱、王土王臣にあらざるはない、この勝景も悉く禁園であると斷ずるに於て、千鈞の重みがある、里民は歡喜して御輦を迎ひ奉つた、錦を粧ひ玉だれの小簾もゆるらゝに、白菊の花ふさ匂ひえならず、實に嚴かにあらせられた、里民は家毎に御酒に餅、はた饌米など机に備ひ、高杯に盞、門邊に蒔うち敷いて、老若男女蹲り居たるなど、民の誠のこもれる振舞は、すゞろに泪ぐむばかりであつた、廿三日曉天車駕新庄の行在所を發し給ふ、從駕の臣文學御用掛兒玉源之丞歌ふて曰く

厨人相語夢初驚、起理行裝天漸明、山郭風煙秋已冷、樹頭曦影博勞鳴。

車駕本合海の津口より船橋を渡らせられ、盤根新道を渡らせたまひ古口に御着輦あらせられた、里民綱魚して天覽に供へ奉り、その獲る所の鯉鯪などを献上した、それより絶勝清川の清峽に、青壁雲烟中に素練纒々として懸れる白糸の瀧をも御覽になられたであらう又蹕を東雲橋に駐めて、砂金採集の状をも覽そなはされたであらう、縣吏松井秀房が

君の恵にくらぶれば、淵やは深き最上川、瀧の白糸くり返し、けふの行幸を仰くなり
と歌はれたのも、海上胤平が

立谷川瀬々にひかりて黄金さへ流出ぬる君かみ代かな

と詠まれたのも此のをりである、稻倉嶽北方に高くそゞり立つて、白雲の棚引きたる風景佳絶である、大寶寺村を経て鶴岡に来る道すがら、杉宮内太輔は一詩を賦された。

萬山行盡望原田、渺々黄雲天未連、父老相欣歌頌起、迎 鸞駕又祝豊年。

豊穰の秋、鸞輿を迎ひて欣喜踴躍する農民の有様が、まのあたり見へるやうである、車駕は新堀村の御小休から最上川の中洲なる小牧村の御召換所に着かせ給ふた、稻舟集に
主上は爰に憩せ給へり、村のはつれは最上川にて渡りいと廣かりしかば、御船はあれ
と容易らでなむ思はれける、川の岸邊に御召換所を構られたり、此程雨いたく降し程
に水増て常よりげに流早し、かゝれば棹さし眞楫はねつゝ渡らむは、いかに覺束なしと
や思ひけん、流石に心得てかなたの岸より此方の岸へ大綱二筋引はへたり、頓て渡せ給

ふに、水士とも大綱に諸手打かけてくり渡りに渡る、御船の屋形はかにはまさ眞揃に
玉はまかねど、紫の幕打めくらししてよそほひたるかけ流にうつれば浪もあやにぞ見え
たりける。

紫の漫幕をもて飾りつけたる最上川渡船場の光景、まのあたり見る心地する、里人は小
舟七八艘漕き出し、魚を漁る業して御覽に入らせ給ふ、天には今日の佳き日を祝ふ煙火の
音が高く轟いた、又新庄より舟形驛を過ぎ溪流淙々、一路蜿蜒たる猿羽根峠から、東南に
淺見刈田の諸峯、西北に横亘する月山葉山稻倉山の高嶺の雲を凌ぎて神さひたる、雲霧の
中から流れいづる最上川の光景に、旅の御心を慰めさせ給ふたであらう、聖化雍熙、遍く
邊陲の此の土に轍のみ跡を印るさせ給ひ、隠れたる羽陽の山河は天日を得て光りかゝやい
た。

更らに明治四十一年九月、大正天皇未だ東宮に御在しましゝをり、東北諸縣に巡啓して
人情風俗を熟察したまふや、縣民は眞心こめて、鶴駕を迎へ奉るの光榮を歡んだ、奥山と

羽水と雨露に浴して光りはいやましに映えた、然るに、あゝ我が郷土の山も河も、行啓の日に變りはあらねど、大君ははや神去りまして、今は國民舉げて諒闇に籠り、衷心哀悼の意を表してゐる、悲痛の極みである。

大正十四年十月、畏くも 今上天皇陛下未だ東宮にましくて攝政したまへし御時、本縣に行啓あらせられ、親しく教育、産業、民情、風俗等を御視察あらせられたるは、百萬縣民の感佩措く能はざる所である、殿下には農村風物を深く御氣に召させられ、よく

山形縣は景色が好い處だ

と御言葉あらせられたと云ふことを拜聞す、我が郷土の山河亦た光榮ありと申すべきである、特に大正十五年一月十八日、宮中歌御會始に於て、新年御題「河水清」に對し、畏くも 東宮殿下には、最上川を主題と遊ばされ

廣き野を流れ行けども最上川

海に入るまで濁らさりけり

と詠ませ給へる御風懷を拜誦して、我が郷土の蒼民誰れか感激に咽せばさるものあらんや、この不磨の玉韻によりて、奥北の最上川は、新に光彩を發輝せられたりと云ふべきである、之れ郷土史を彩るべき花であり、縣民教化の大本となすべき、曇りなき鏡である、古來最上川は我が郷土文化の母である、各部落も之れによつて構成され、山野の土地も之れによつて開墾され、産業も教育も之れによつて育くまれた、我等の祖先も之れに依つて生き、すべての文化も之れによつて發達した、實に最上川はびどり物質的恩惠を吾人に與いたばかりでなく、精神的に寄與した恩惠は更らに多大である、又供奉された牧野内大臣は

瀬ともなり淵ともなりて最上川なかれの末も澄み渡りけり

どの高吟を詠進せられてゐる、大岡硯海嘗て歌ふて曰く

踏破雲山又太原、原頭遙見月嵐崙、天高氣潔人純樸、最上長江自有源。

質實剛健の縣民性も、一朝一夕にして成つたのではない、最上長江自ら源あることを忘

れてはならぬ、吾等は祖先の残した崇高なる傳統の強き足跡と、清純なる環境の教訓とに陶治せられて、質實剛健なる郷土民性を築きあげたのである、將來も亦たこの精神を持続し、赤誠を披瀝して忠君愛國の精神の發揚に努力せねばならぬ。

あゝ光榮の最上川！、汝は光輝ある鏡である、百川を合せ得て而かも濁らざる清澄は、如何に長久の歲月を經過すとも、依然として清く流るゝであらう、汝は永劫の面影である神の御座である、活動と靜寂とを兼ねた最上川の自然美は、皆神の顯現である、見よ、動の極致は靜であり、靜の極致は動ではないか、動にゐて靜を感じ、靜にゐて動を感じるは宇宙の大法である、あゝ惠まれたる最上川よ、そのせゝらぎの聲よ、永遠に若く、久遠に清かれ。

終 言

私は最初、最上川を研究するにあつて、各方面から考察しようとして、先づ

- 一、最上川と文化、
 - 二、最上川の交通、
 - 三、大石田船役所、
 - 四、河村瑞賢と最上川、
 - 五、置賜村山兩郡間の通船、
 - 六、最上川と破船、
 - 七、文學に現はれたる最上川、
 - 八、光榮の最上川、
- などを主題として研究の歩を進めたが、今になつて顧みるに、とり残された多くの諸問題が横はつてゐることに気がついた、それで私は、慚くとも左の問題を研究して見たいと思ふ。
- 1、神話傳説より見たる最上川、
 - 2、村落の發達と最上川、
 - 3、最上川船考、
 - 4、産業と最上川、
 - 5、古戰場としての最上川、
 - 6、最上河畔の人物、
 - 7、最上川風景論、
 - 8、酒田港築港と將來、

然し今は多忙にして之を研究するの時を持たない、諸君の深厚なる御援助によつて、他日此の一篇を完成して見たい。

通貨の兩替

近藤賢治翁談

八六

維新前は一兩の兩替として「ザラセン」六貫四百文定めて、随分複雑してありました、即ち

二分金一枚替、三貫二百文、二分金二枚替、一兩、

一分銀一枚替、一貫六百文、一分銀四枚替、一兩、

二朱金一枚替、八百文、二朱金八枚替、一兩、

一朱銀一枚替、四百文、一朱銀拾六枚替、一兩、

鐵一文錢は「鑿」錢又は「ザラ」錢とも申しました、百枚で百文と稱ひ、此の百文の内に銅錢拾枚を以て百文と云ひ、又文錢變錢もあり、是を藁造りの「サシ」に百枚つゝつなぎ通しました、外に青銅四文錢は鐵一文錢四枚に通用しました、文久元年に鑄造された文久錢は、拾枚で鐵一文錢拾五枚に通用しましたが、青銅四文錢は銅質も良き爲め、金銀細工

業者は之を潰して、色々の細工に使用した關係で自然と無くなりました、寛永通寶は大形は四文で小形は一文でありました、明治となりては一文を一厘と稱へ、青銅錢のみとなりました、又天保錢十枚で百文鑿錢一貫に通用しましたが、八十文に下落しました、安政の頃の大工一年働き賃は六兩位の収入で、賄は雇主持ちて工賃一分銀で、十四日間雇上げ得る計算になります、又糸綿二十四匁の代價は「ザラ」錢百文で買れる様な有様で、凡ての物價と謂へ勞銀と謂へ至て低廉であつたが、割合に生計が困難でなかつた、大正の御世に比較せは霄壤の差があります云々。

(氏は山形市七日町に生れ、性温厚、吳服太物商を営みし人にして、大正十五年五月病を獲て死去、享年七十八歳なりしと)

平清水の窯業

八八

平清水の窯業は凡そ何年頃から始まつたか、……或は慈覺大師が東北地方巡錫の砌此の地に陶土のあることを發見し、土地の者に陶器の製法を傳授したのがそも／＼の始まりであるとの口碑もあるが、これは、大師は教化の傍ら殖産興業に力を注がれた人であること云ふ處から、附會した傳説ではなからうか、何等これを證據立つべき文献がある譯でないから單に傳説として置いて置くだけの事である、又平清水は何時頃開けた處であるか當山（平泉寺）の縁起に依れば、天平年間行基之を開基し、仁壽二年に慈覺大師文を再興したとなつてゐる、山寺の立石寺が大師の開基とある以上大師が當山に關係のあつたことは事實と信する、果して然らば其の當時平清水に人家のあつたことも想像されるのである、それから先年此の奥の丸山（千歳山の東つゞき）に道路を開鑿した當時、駄馬が其の道を通る際足がぬかつて、其の踏みぬいた穴から古い土瓶が現れたことがある、心無い馬士の仕業か

ら殆ど原型を留めぬ程に壞はしてしまつたのであるが、何かの参考になるかも知れぬと思つて私は其の一片を藏つて居る、土瓶の破片は煤色に玄すんだ布目模様のある形ちから想像するに約一斗位の容量を有する大きさである、其の掘り出された地點は、今も「寺返」と稱し、以前寺があつた處だと傳へられてゐるから、或は此の土瓶を慈覺大師時代の遺物にあらずやとの臆測から牽強され、大師の平清水窯業開祖説が生れたのかも知れぬ。

降つて、文化年間に、常陸國の人小野藤次平なる者が、平清水に流れ來り、村の又兵衛方（現今の齋藤又兵衛宅）に足を留め、時の當山の住職と名主治左衛門（現今の丹羽治左衛門宅）の後援で陶器を製作したと云ふことになつて居り、其の遺作の香爐（唐獅子の抽付）は現に當山に残つてゐるし、器皿も又兵衛方にある筈であるが、遺物を見るに決して凡庸の手際ではないらしい、尤も此の地に來た時はその風体から見て、餘り立派な人物らしくないので厚遇はされなかつたそうだが、村の者も其の作物を見るに及んで相當重きを置くやうになり、藤次平も亦平清水の土に化す心算で居つたものらしく、天保四年に死んだと云

ふことである、又文政年間にこれも水戸領の人安部角左衛門と云ふ陶工が来て、藤次平と共に陶器を造つたと云ふことである、又其頃の事、磁器の原料が丸山から發見され、當地の五兵衛(現今渡邊五兵衛)岩波の藤十郎(現今の伊藤藤十郎)等が石焼を始めたと云ふことになつて居り、當時の遺物が今も伊藤氏宅に残つてゐる。平清水窯業の起原と云へば、右申したやうな事の外に別段傳はつてゐない様である、尙藤次平の墓は當村の耕龍寺境内に在り、角左衛門の墓は當山にある。因に平泉寺境内に藤次平の碑がある、其の文に曰く

題額「開祖小野藤次平碑」

翁常陸國水戸、文化某年某月來住平清水村始築窯製陶器祖也、以天保四年癸巳四月二十一日歿。

明治二十八年二月建石

度外老人書

右は平清水平泉寺住職千歲覺田師の談に依つたものである。……………(菅原生)

昔の遊日

農家の休日——報恩日

五十嵐晴峯

農民の勤勞と共に休息日を定めて、其の身體を休養せしめ、精神の安慰を圖りて、更らに努力を向上せしむるは、今も昔も變りなく大切な事である、殊に農業のやうな激しい勞働に従事する者ば、それだけ他の職業者よりも遊日の多いのは無理からぬことである、然し人智の進まない時代には、小人閑居して不善をなすの例に洩れず、賭博や飲酒に耽つて身を害ひ亡ぼすものも尠くなかつた。

今より二百四十年前貞享年中の頃は、村山地方に於て農家の安息日が餘りに多かつたのと、村々により休日がまち／＼で萬事都合が悪かつたので、漆山領の代官諸星庄兵衛が、

遊日に關し領民に布達した左の覺書が、東村山郡金井村大字鮎洗に現存してゐる。

一正月朔日より十日迄、同十五日、十六日迄 日數十二日

一二月朔日 日數一日

一三月節句、同十七日 日數二日

一四月八日、同中ノ申ノ日 日數二日

一五月節句、同田うへ過一日骨休 日數二日

一六月十五日 日數一日

附土用前後暑氣甚敷時分、日數三十日計晝

過一時つゝ可爲休事

一七月節句、同十五日、同十六日 日數三日

一八月朔日、十五日 日數二日

一九月節句、同十九日 日數二日

一十月朔日

日數一日

日數合貳拾八日

右之通遊日相定上は此外一日成共遊せ候儀可爲無用此旨村中迄可申渡者也

貞享元年子九月

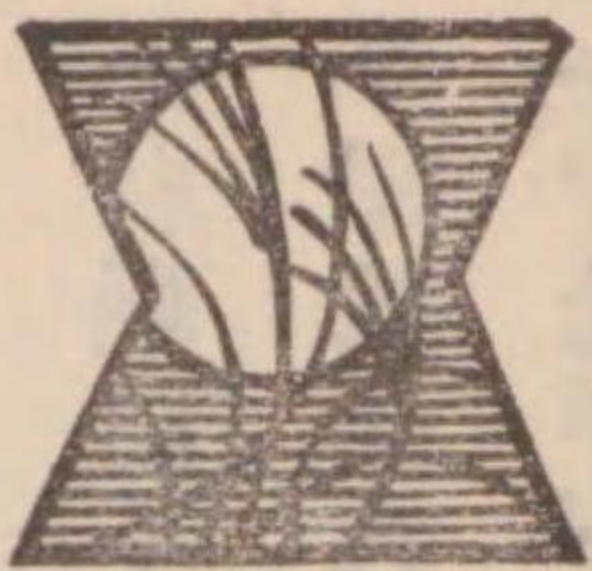
諸庄判

鮎洗村名主組頭中

之れに依ると、正月は殆んど半ば休日で、一年中の歡樂月である、春から秋にかけて泥まみれになつて働いて居る百姓、如何にこの正月が待遠く思はれたであらう、『こんな辛い労働は厭やだ、來年からやめやう〜』とこぼしてゐるものゝ、正月になると之れまでの苦みを忘れて、歡樂に沈溺するので、一生正月に引きづられて労働に従事したと云ふことである、蛇穴を出れば天下花の春で、四月八日は薬師の祭禮、中の申の日は山寺のお祭り彼等が鼻歌機嫌で三々五々、咲き亂れた花の中を温い春風に吹かれながら、練りゆくのも想像される、十一十二の兩月は三冬蟄居の安樂季で、片手間の副業に炬燵を友の思ふ様睡

眠を貪つたでもあらう。

然し斯様に二拾八日と一定されても、之れが段々すたれて寛政の頃には、やがて七拾日ばかり休日となつた、一年の五分の一丈け業を怠ることになる、米澤の上杉鷹山公は流石に偉い名君である、かやうに遊日が多くては勿體ないと云ふので、大に之れを利用し、此の悪弊を矯正しやうと、禍を轉じて幸福となさんと、其身其家の蓄になさしむる爲めに、御報恩日といふものを設け、一種の貯金制度を定め、農閑の六ヶ月(正、二、三、六、七、八月)のうち四日十四日の両日を定日として、一ヶ年十二日、極老幼少或は極貧者病人等を除く外は、男女悉く其れ相應に、草鞋を作り繩をない賃仕事をする等、休日を利用して勤勞せしめ、手業勞働によつて得たる金錢を貯蓄して、之を村役人に預け置き、必要の場合に之を使用せしむる方法をとられたが、頗る成績が良好であつた、之れは尤も賢い仕方である。



經濟志料

山形蠟燭町の事

〔編者曰〕

該資料は、山形市十日町荒井太四郎氏所藏の『古今夢物語』の一節を轉載せるものなり。

覺

一、鳥居左京様元和八戌十月十三日山形へ御入部被遊御居城十五ヶ年、此節三十三町ニ御割諸職人町在ニ罷居候を一所ニ御集め、夫々役錢被爲仰付御免町と永々被成下候、蠟燭町の儀ハ御用被仰付御細工ニ罷出候、共ニ爲御給米一人ニ付米五俵宛御細工仕候内之御臺所より御扶持等御部屋より三度づ、被下、蠟燭支配仕候者へハ御米六俵づ、極月中ニ被成下、他町在々にて蠟燭掛申義決て不相成、別て他所蠟燭御領分へ入申儀御停止に被

仰付候。

一、保科肥後守様御代にも米五俵つゝ被成下、御扶持等も御臺所より一日三度つゝ御部屋より爲御持被成下候事。

一、松平大和守様御代には、越前國より蠟燭掛御抱被遊候ニ付半給分被下、御米三俵宛被下候、細工仕候内宿元より辨當持參仕候て、算用ニ一日二人扶持宛被成下候。

一、松平下總守様御代、手間料百文ニ食事三度つゝ被成下候、其後御代々右之通に被仰付相勤申候。

一、奥平大膳亮様。

一、奥平美作守様。

一、堀田下總守様。

一、松平大和守様。

一、松平下總守様。

右如此御代々御用相勤來蠟燭賣買仕候儀、他町在々にて不罷成候處、今度狸森村平兵衛と申者蠟燭掛ヶ候ニ付吟味仕候處、古來にも無之儀を相立候間、任古法何分蠟燭町御免町と被成下格別不申存仕度候以上。

月 日

蠟燭町役人連印

諸職人賃銀改願之事

〔編者曰〕

此の資料は南村山郡本澤村大字長谷堂千葉善兵衛氏の所藏記録より掲載せるものなり。

乍恐以書付奉願上候

一、大 工 元十日壹分ヲ近來九日壹分ニ直上之所 十日壹歩

一、木 挽 右同斷 十日壹歩

一、屋根葺 右同斷 十一日壹歩

一、左官 是迄七日壹分之所

八日壹分

一、石工 右同斷

八日壹分

一、新田堀 是迄十日壹分之所

十二日壹分

一、下男給金 貳兩ハ貳兩貳分迄

但元右振合之所近來貳兩貳分ハ三兩余迄直上定りなし之所

一、下女給金 壹兩ハ壹兩貳步迄

但元振合之所近來壹兩貳分ハ貳兩余り迄直上り定なし之所

一、男並雇 卅日壹分

但右振合之所近來十五日壹分ハ直上定なし之所

一、女並雇 三十五日壹分

但元振合之所近來廿五日壹分位ハ直上ケ定りなし之所

一、男懸ケ放シ 十日壹分

但元振合之所近來七日壹分位ハ直上定りなし之所

一、女懸ケ放シ 二十三日壹分

但元右振合之所近來十六日壹分位ハ直上定りなし之所

一、綿打賃 百匁ニ付參拾五文づゝ

但此節直上ケ百匁ニ付四十五文之所

一、湯錢 是迄六文之所五文

一、髮結錢 是迄廿文之所十八文

一、下人男女出代り 是迄十一月十五日之所十二月朔日

是迄十一月十五日ニ御座候所、右ニ而は極月ニ日合有之候ニ付、奉公人

共兎角給金之懸引而已申居早速有付不申、十一月半月は休日同様ニ差心

得詰リ兩合ニ不相成次第ニ御座候間、極月朔日取極申度奉存候。

右は近年諸職人并下人男女同日雇取ニ至ル迄作料給金手間錢等追々引上就中大工屋根葺之

類は困究百姓ニ至迄破損修覆ニ遣ひ不申候而ハ不相成ものニ御座候所、右様直上ニ相成候而は彌増難澁仕畢竟諸色直下ケ之義從

御公儀被 仰出候御趣意ニも相背恐入候義と奉存候、漸々豊作相續安石ニ相成農業相勵ミ可申時節到來之所、御田地耕作仕候而は間ニ合不申と、兎角商人之風儀に泥ミ并當節定而已仕、農業相止メ猥諸職人ニ相成、又は日雇取重モニ渡世仕候間、近來田畑小作人少ク只下人奉公ニ罷出候者薄ク罷成、給金等而已無際限引上ケ候故、大高所持之百姓は勿論困究ニ而無人之者、又は幼少之子供斗リニ而後家暮し等之もの田畑仕付後レ、自然手入も行届兼難澁仕候次第無相違も、右ニ准し大小之百姓ニ不限一統田畑おとろひ候様成行候段、歴然之義と勸農重々御仁政被 仰出候御越意ニも相振れ恐入歎敷奉存候、右ニ付前々諸職人渡世之ものは格別、猥ニ職人ニ相成候義御嚴重御差留ニ被成下、諸職人作料并男女給金日雇錢前書之通り御取極御觸達し被 仰付被下置度此段奉願上候。
右願之通り被 仰付被下置候ハゴ一同難有仕合ニ奉存候以上

御舊領

御新領

村々惣連印

天保十四卯年九月

山邊市場取締之事

〔編者曰〕

本文書は昔問屋たりし東村山郡山邊町垂石權吉氏所藏の者より掲載せるものなり

乍恐以書付奉申上候

當村市場之儀年増繁昌致し候様精々取締可仕旨兼々被 仰渡候處、近頃商人諸荷物附出附運駄賃錢追々相増、猶又荷之口と唱ひ有來候外取間敷品よりも取之、或者酒手等相ねたり市場江立入候もの及迷惑候趣相聞以之外心得違ニ候、以來右躰之儀決而無之様村方一同申談、是迄之仕法相改倍市場繁昌いさし候様、然ル上モ仕法相改候廉々以書付可申上旨被

仰渡承知仕奉畏候、依之此度村方一同打寄評議取極候趣左之通。

一、御傳馬繼立之儀御觸之通御差支無之様猶精々取締仕候。

一、他所を繼立之荷は壹駄ニ付定例庭代馬差料共ニ三拾文宛取之候様、尤當所を造リ出し候荷物右料ニハ抱リ不申候。

一、當村を他所江附送候荷物壹駄ニ付荷之口定例貳拾五文之外壹錢たり共餘計之儀不取様堅取極申候、尤附出切手之義是迄之振合ニ而は紛敷相成候、以來村方會所より而已差出候様仕候。

一、所々江駄賃之義増錢相除先年之通。

一百貳拾文、
白坂新田迄、

一百七拾五文、
村木澤村迄、

一三百五拾文、
長谷堂村迄附通し、

一貳百八拾文、
山形迄、

一三百文、
大蕨村迄、

一五百五拾文、
宮宿村迄附通し、

一百三拾文、
舟町村迄、

一百六拾文、
長崎村迄、

一三百六拾文、
左澤村迄、

右之通相定申候。

一、荷物送方差支候折者、村人足を以無遲滯差送候様仕候。

一、前書荷之口錢之儀御傳馬村持ニ付、先年之通村方惣割并道橋普請入用之手傳ニ相用、壹錢たりとも猥之儀無之様仕候。

一、諸荷物附送之儀御傳馬惣村ニ而相勤候儀ニ付、先年之通誰ニ而も持送候而不苦様仕候右之通取極候處少も相違無御座候、若不取締之義爲及御聞候ハ、何様にも可被 仰付候、依之此段乍恐村方惣連印を以奉申上候。

嘉永七年 月 日

酒造高改之事

〔編者曰〕

北村山郡袖崎村大字飯田安達家文書の中より謄寫せるものなり

乍恐以書付奉申上候

本飯田村

酒造人

與左衛門

一、酒造米高拾五石

此三分一造五石

此桶貳本

但四尺桶壹本

三尺八寸桶壹本

同村

同人

一、酒造米高拾石

此三分一造三石三斗三升三合三夕

此桶壹本

但四尺八寸桶壹本

合酒造米高貳拾五石

三分一造八石三斗三升三合三夕

四尺桶 壹本 清酒入

三尺貳寸桶 壹本 をり切り

米漬桶 壹本

貳尺七寸桶 壹本

本半切 五本
 斗 桶 二ツ
 本をろし 貳本
 ほしき 壹ツ
 酒 船 壹ツ
 是も元添元を後し清酒米漬

其外相用へ候分

外ニ

六尺桶 壹本
 五尺桶 壹本
 是ハ不用之分

右者去寅酒造之義三分壹造被仰渡、今般御改爲御吟味被成御越、村役人共爲御立合桶類諸

道具御改御座候處、書面之通り相違無御座候、然ル上之過造隠造等決而仕間敷候、若心得違仕候ハ、嚴重之御咎め可被仰付旨被仰渡承知奉畏候、依而御請印形奉差上候、仍而如件

本飯田村

酒造人

與 左衛門

慶應三年卯正月

御出役

奥山權三郎殿

前書御改御吟味之節私共罷出候處、書面之通り相違無御座候、然ル上之念入過造等無之様心付候様可仕候、依之奥書印形奉差上候以上。

組頭

三郎兵衛

名主

北海道移住民募集之事

此度北海道札幌郡江人民御移し相成候ニ付、別紙之通御手當被下候間、移住仕度望之ものハ、來ル廿五日限縣江可申出事。

但し獨身之ものハ御用ニ不相成事。

道中筋人足旅籠料等被下候筈之事。

記。

一、男女共十五才ハ已上一日ニ米五合ツ、十四才より七才迄一日米四合ツ、六才以下米三合ツ、老若ニ抱鹽味噌代壹人ニ付、銀五匁ツ、外ニたび代。

但三ヶ年之間相渡し候事。

一、種物代として金五兩ツ、相渡し候事。

但現品渡相願ひ候儀ハ可爲勝手、且ハ三ヶ年之内諸作物悉皆下渡候事。

二、農家。 一棟。

一、農具。 但大鋤、小鋤、山刀、柴切鎌、草薙鋤、天王寺鋸、庖鋤鑊。

一、世事道具。

但鍋、飯椀、桶類、席團莖、

一、其生國より移住之節、手當として壹人ニ付金貳兩貳分ツ、相渡し候事。

右之通下渡し候事。

(明治四年)

辛未三月

右之趣小前末々迄可申渡もの也。

尾花澤出張所御印

村々役人。

本縣布告書

一、府縣送り之もの旅籠料ハ士民之差別なく壹人ニ付泊白米四合銀五匁、晝ハ白米貳合銀貳匁五分を以取賄、病者も宿駕籠手當いさし自分難持越荷物も人足を以送遣し可申事。但道中差添江もの差出可申事

一、右入費旅籠渡船人足賃等道筋地方繰替之分ハ、宿村壹帳ニ記し繼送り留宿より其本縣江差出し、當人歸國之上本縣ニ而取立夫々可致取締事
右之通り御布告ニ相成候ニ付此旨相達候事

一、天童縣當本縣江合併云々

一、當未より貢米石代金納相願候向と御差許相成候ニ付、右望のものハ來月中旬迄可願出尤直段之義と東京淺草御藏ニおゐて、其年十月中國柄相當之直段江從來石代ニ用ひ來

り候市町上米直段を加ひ、平均を以上納可申付候條、此旨無洩可相觸もの也

東京廻米之儀も數百里之遠路をさし廻し候而已ならぬ、酒田港之儀も地船雇付さし支上方筋を取船いさし、右着船之間合も有之候儀ニ而、彼地着米迄ニハ殊之外日數相掛、隨而欠減も不少趣ニ有之、依而是迄舊幕領村々廻米之分ハ、込米共三斗九升入壹俵ニ外欠與唱ひ貳升ツ、之餘米を別俵ニ造り本米一同相廻右欠減を補ひ候趣ニ而、當廻米之分より右村々之儀ハ從前之通り可取斗候、各藩上知村々ハ當廻米手初之儀ニ付、方法相立候迄ハ村々俵入不同ニ不拘、右舊幕領村々廻米之振合ニ照準し、俵壹本俵ニ貳升ツ、之餘米忪合精撰取立別俵ニ造り相廻候様可致、此段更ニ及布告候也

(明治四年)
未十二月十四日

尾花澤出張所

貳番組

村々

山形城下に千里屋虎吉と云ふ飛脚を業とする者あり、山形より仙臺迄十八里の所を往復するより千里屋虎吉と呼ばれしなり、虎吉曰く、山形より仙臺迄の間に踏みて悪しき石三箇あり、諸君其石だに踏まずんば誰にても容易に往來せらるべしと言ふ、其石何村の何と云ふ所に有ると云ふことを教へず、人皆何れの石たるを知らざれども、石と云ふ者を避け、往來するに足痛みも之なく、虎吉の言の如く路墓の行くこと意想の外に出でしと云ふ又曰く人は足にてのみ歩行む故疲れて行くこと能はず、我は手にても歩行み、口にてても歩む故、疲れすと云へり。(秋元家記録)

山形經濟志料 第五集終

附 錄

古今夢物語

本書は山形市十日町荒井太四郎氏の所藏で、六卷一帙である、之れ先代荒井正慶氏が、明治二十年に黒田氏所藏の古今夢物語十有餘冊の中から抜抄したもので、其の要目は、社寺御朱印地、寺院本末配下、斯波家系圖、最上家分限帳、山形城同市街、日本著名神社佛閣、秋元家分限帳外二家、村山四郡草高、武家紀事、洪水出火等實に豊富な資料である、我が郷土の事を知る上には、誠に有益にして而かも得難い良書である、今其の内から洪水火災に關する分だけを抜書して附録とした今茲にこの貴重な寫本を特に借覽することを許容せられた荒井氏の御厚意を感謝す。(晴峰)

古今夢物語

洪水之事

享保八亥卯年八月六日の晝時分、晴天に地震東西にゆる、夫より大雨頻りに降り身に當る雪の如し、重きを忍び盃山の下に至る、其浪天神宮より凡二百三十間壹丈幅八間程の石垣あり、此處へ矢を突く如く石垣の崩るゝ音雷の如く、人々集り水鼻を防ぎ押當てども石垣を乗越、七ツ時八分頃頓て暮方彼所一面に水湛へ、眞下り極樂寺の浦通に突當り、行藏院の石垣を蜘蛛の子を散す如く押崩し、夫より居高町に來り極樂寺の念佛石に付當り、其鼻南北方に分れ大橋に當りて水蒿強勢大橋は圓稱寺前に留る、故に水鼻南に向ひ百姓町の眞中に出つ、百姓町一ト町三辻より小橋境まで水にて堀れ深さ八尺餘、夫より夜の五ツ時分に至り水蒿さ大に増り、專稱寺裏通り松原へ押出し、眞下りに長源寺裏へ付當り、甚臺寺屋敷通

覺乗寺屋敷へ當り候得共、地形高き故に破れず、夫より萬日堂の庭へ押出し、茂兵衛裏の竹林の石垣に付當り、水鼻北と西に分れ一方は旅籠町裏に流れ、一方は萬日堂門前を下りて流る、町中に押出し家々屋敷々に付り當、其節の人足や見物の者共後より押れ、前は大水あわてふためき逃んどすれど、前後左右に水蒿り命を先にと岡の高みに據る、或は大木に取付念佛を唱ふるもあり、猶水大に増して圓稱寺門前川幅狭故に六日町裏へ破れ、夫より鍛冶町へ押出し眞下り四日町歩町に付當り、水二ツに割れ一方は北肴町へ一方は横宿皆川を通り下條町に落ぬ、萬日堂よりの水蒿り門前に行當り、家々に當りて一ト町通り空堀へ落ち、小橋町御門の前に押出せど、城内には南方の人足大勢にて防く故に、城内には水入らず、土手前の橋を流し北肴町境より町中に押出し、又百姓町小橋町伊勢堂町通り之水と、鍛冶町四日町歩町通之空堀の水三方一ツに成りて、北肴町眞下りに行き家々屋舗々々諸々と押流し、下條町へ押出し江俣の村頭に付當り、水鼻二ツに割れ一方は眞下り行一方は江俣村の裏を通り陣場村に流る、夫より新田村吉野宿村に行きて酢川へ落つ、夜の

四ツ時分に至りて、馬見ヶ崎川の押破之所より貳百間程下方にて二重石垣あり、彼所は隨分高みなれど、如何なる事にや此所へ大石一ツ流れ、此石へ水鼻付當り故に垣打破り、二重石垣の内に水入り大に押込、眞下り薬師裏へ押出し元の所へ水歸りける故に、馬見ヶ崎川水蒿り増り印役村堰打破り田畑悉相流れける、其八ツ時分に至て町々の水かさ少くなり七ツ過夜明に至りて元の如くになり、尤大橋は十一日の晝時分まで水來りたれども、日々人足を以て破所を喰留ける故に先つ納りける。

同十一日見分。

一、川幅天然寺より旅籠町真中まで三十八間、

大橋の深さ九尺五寸、

潰家十七軒、

半潰家百二十軒、

押掛水家百七十三軒、

田畑四萬八千石、内壹萬二十石は川原となる、

一、流町へ普請人足。

旅籠町へ 百三十人、 百姓町へ 四百三十人、
 小橋町へ 五百人、 北肴町へ 四百八十人、
 歩町へ 三百二十人、 四日町へ 二百五十人、
 鍛冶町へ 二百人、 六日町は 其町内人足にて相濟、
 一、馬見ヶ崎 普請人足、

拾萬石領内町村家數壹人宛五日半にて成就す。

文政七申年八月十五日大洪水、享保八より當年まで百二年になる、秋元藩片桐忠五郎殿書記、文政十丁亥四月十四日借用寫之云々。

文政七年甲申八月十三日夜、戌の上刻より俄に東の方大雷大雨、車軸の如く降頻り其夜不止、翌十四日晝夜風雨烈敷、辰の上刻より卯辰の大嵐となり、馬見ヶ崎川高水となり、山形市中より水除人足川原に出て、
惣町より五分通りの人足辰の中刻に出五分は午刻より出七ツ時より三分一人足出在方より助郷人足村々より出る夜四時山形三分通り返る十六日朝水

少々引く 二番人足九ツ時より段々時々入替く寸暇なく、惣町方近在助郷の百姓替るく、に、水除人足數萬人馬見ヶ崎川原に群集し、東西に時の聲を上げて其音雷の如し、十五日夜戌の中刻に小白川天神社の下た二重の石垣破れ、六日町堰の水門崩る、
但六日町堰は三番なり一番は笹堰二番は御殿堰三番は六日町四番は今塚なり 真逆下しに六日町大橋に流る、時に此水長源寺林の北方にて三方に分る、
大橋萬日堂行藏院 大橋へ流るゝ勢ひ山を築くが如く、大橋際の左右の家三軒外に髮結床壹軒其邊の小家等數多流るゝ、右の四軒小屋共圓稱寺境内と浄光寺の堺に押掛け水兩方に分る、一方は門前より百姓町に出下條町方へ、一方は圓稱寺浄光寺兩寺境内の水裏より鍛冶町に出る、
鍛冶町南側の家々 裏より水押にて家財諸道具等水坪流失せり 又長源寺林の一方は、行藏院天然寺兩寺裏より押流、六日町中海の如し 其水鍛冶町さして流れ下る、
四日町鍛冶町堺下柱より、四日町中北側斗平地一丈餘堀れる、四日町三辻邊網は下條町にて上る 浄光寺境内押水と天然寺薬師町等の水集り四日町歩町え下る、又歩町にて二つに分れ皆川町又北肴町へ出下條町へ下る、終には同町津留にて落合ふ、又前の長源寺林の一方は南に別れ、萬日堂の南通り旅籠町家々の東裏より押流し、東西の家々大河の如く

其水一ト町と百姓町へ出て空堀に入る、夫より小橋町四辻へ御城より舟を出して向側へ往來す北肴町下條町へと流る、皆所々の水集り津留にて合す。

薬師林北方の押水は御林の上下の方石垣破れ、圓應寺おまん稻荷社の下を通り、圓應寺境内に入り寺臺所より座舗一面七尺餘の水付流る、境内の大杉十四五本根返倒る、此水宮町東裏通り銅町中程より表通りに押水となる、銅町家九軒流る、尤人馬に怪我なし、銅町通筋は一丈二三尺つゝ堀れる、幅は六七間なり、宮町銅町の押水終に馬見ヶ崎川原へ流れ入る。

抑此度の大洪水は十三日戌の上刻より嵐となり、十四日晝夜又十五日まで止まず、其夜戌の中刻に所々破崩御城下町に押水となり、先小白川天神裏向は盃山双月和合山家印役落合川原沖の原の敷村町は、旅籠町より北方專稱寺川原六日町百姓町一ト町小橋町四日町鍛冶町薬師町圓應寺町宮町銅町歩町皆川町下條町一面に押水流れ、終に下條町津留の邊にて落合江俣村頭に至て二つに分れ、一方は村中を一方は村の南裏を通流し、陣場村を通り須川

に入る。

同十八日見分、水押川幅旅籠町小林玄端の邊より銅町河原まで、川向へは愛宕山下盃山の麓より双月和合山家印役落合川原沖の原の村々へ押水流れ、泥砂を押上くること二三尺、又土中を堀る地も數多あり。

大橋砂押にて埋る、潰家流れ十三軒外小屋物置數多、

半潰町々所々、押掛水家旅籠町北方一面泥砂押上ること二尺餘

田畑新田河原前流本田畑少々流鍛冶町女一人流失

外山形市中別條なし、川向村々流死數十人ありと云、

普請場の人足、

大橋、凡五百人但水下村々より出る銅町、五百人の人足一日に仕舞

四日町、其家々にて普請、其他、自分家々にて普請。

又無難の所は山形旅籠町より南方惣町、又專稱寺堺内小白川村妙見寺村釋迦堂村等も

無難なり。

同上の山領茅の平菖蒲村枝郷なり山上より流出水、又藏王嶽より流押水金谷村にて落合ふ、又上の山裏町川北町にて落合ふ、右三ヶ所の川一面にあふれ、其中小泉村一村四方より水あふれ中嶋となる、三日三夜の間領主より舟にて食事を下賜、又黒澤村松原村片谷地村下谷柏村門傳村沼木村堀込村下櫻田村字坂右一面に水押別て黒澤片谷地二村大破、又飯塚村下樺木澤村悪戸村古館村三河尻村山邊村沖、右何れも押水田畑へ二二尺泥砂を押上る、又達摩寺村長崎村皿沼村高屋村元楯村新田村寒河江家際より東通り、下小泉村溝延村船町村より川通り、寺津村長崎落合村藏増村松澤村長瀨村楯岡家際貝鹽村下山口村浮沼村名取村大淀村右の場所村々一圓に水押湖水の如く、高さ所より之を見れば大海に村々は島の様に見ゆ、尤米澤領も大雨と見へ、最上川出水長崎より川水格別嵩水となり、最上川通り泥砂田畑へ押上、所々或は五六尺も押上げ一兩年は皆無。

他國の事、新庄雨風平り何事なし

庄内最上川洪水酒田砂押

本庄、龜田、秋田三ヶ所何事なし

米澤伊達堺より出水高水なり田畑にはさはりなし

仙臺

刈田郡藏王嶽より大嵐出水にて宮白石領洪水なり柴田郡笹谷峠より出水にて大水田畑には何事なし

一上山大洪水、文政十三年庚寅年五月廿七日大雨降、翌廿八日まで止まず、同日巳の刻より大水となり、米澤領中山より流來る川へ小穴村山手の堤六ヶ所切破れ、右の川へ落入大水となる、以て城下入口行馬トライの橋杭に押掛り、其水あふれ二日町頭に押水となる、上ノ山町中一圓水揚る、水損の個所。

二日町家々の裏より水入り大河の如し

中町水深さ三尺餘

十日町四尺餘

裏町四尺餘

新丁角にて五尺下領は一丈餘

北町新町と

同じ

近在小泉村は隣村金谷村の川藏王嶽より流る押水、又菖蒲澤川の水と三ヶ村の水落合、あふれ水にて小泉村は中島となる、隣村に往來もなり難く、領主より食を船にて下さる、去る文政七年も同様の節同下され、又去年十一月十八日にも大水あり、是は山々の雪氷俄に解け大水となり、此節も中島となり同食を船にて下さる、是迄七ヶ年間三度洪水三度、共に急救の恩君は民の父母たる感すべし。

寶曆八年寅大洪水あり、其時の水よりひくと唱候、寶曆八年より此度文政十三寅まで七十年、此度村々左の通り。

西在川口村、石曾根村、高松村、長清水村、四村川原前損す、東は村々川降川原新田等止、藏王嶽より流る水下大損し、三筋の川端家小屋物置等數多流る、他略す。

一文政十二己丑年十一月十八日大洪水、前日より雨降り山谷の雪俄に解け洪水となる、馬見ヶ崎川出水、山形市中より水追人足晝夜時替りに出づる、十八日高水の節水鼻東に向へ双月村河原の二重に積し石垣切破る、其水和合村に出て三筋に分り、一方は山家村宿通り、一方は山家村内河原と云ふ宿へ下る、又一方は印役村の頭より其下りに村を通る、村尻にて先の山家の二筋と、印役の一筋と一方に落合て西北に流る、落合村家際を通り長町村東を眞北に押流る、終に野呂川へ出て馬見ヶ崎野呂川一川となり此邊大海の如し、二十日まで往來留まる、廿一日に船渡を始め往來す。此時始めて舟渡となる

山家、印役、植木、大野目、長町田畑斗、落合村は家々に押水大河の如し、山形町に

は高水のみ無難なり。

一天保二年辛卯年八月十六日より十九日まで雨降續き、十九日高水となり、惣町々より馬見ヶ崎川原へ晝夜水追人足時替りに出づ、然るに双月村の地先天童北目陣屋付土屋相摸守領分小白川天神林下の方專稱寺河原の邊漆林あり、右漆木不案内にて山形役人下知して之を切り、出水の石垣通りに是を用ふ、双月村より願出公訴になる、土屋殿より江戸登せ御判物を受山形役所へ附る。

御町奉行土屋治部助、水道奉行石川

右三名にて

洪水の節場所掛り合、池田仙九郎殿支配元、宮部甚八殿。

堀田相摸守殿領分山家村、

土屋相摸守殿領分双月村、

此度洪水地所又漆木の義に付、山形領知との掛合にて北目村陣屋に御着なる。

一馬見ヶ崎川洪水。

嘉永四年辛亥七月十一日、前日より大雨降續き十一日朝四ツ時分藥師河原の堤防押切り宮町銅町へ押出し、尤甚敷、銅町往還通の内幅二間餘深八尺餘長凡五六十間計り堀れ人馬不通用となる、同十五日より町中より人足出て、川原より砂石を運び之を埋む、凡五日間市中家毎二度當りと云、此時人足佐太郎人足に出づ

火災之事

一寶曆以來出火。

寶曆元年辛未十二月十八日夜八ツ時、八日町長屋より出火、家數九十軒餘燒失、此時十日町に延燒、既に我家も燒亡、翌年申年春より普請に係る。

此出火に付從來道幅狭きにより、川樋石を内へ入れ道を廣め候様、町役人より達により組

頭松本四郎治立合、一尺五寸川樋石を西へ入れ地割せし云々、古帳に有之。

一書に曰、八日町長屋より出火、八日町は北側ばかり、三光院東隣市兵衛燒留る。

十日町七兵衛燒寅卯風にて十日町より二日町山王横町八日町五日町上町まで燒る、今屋敷は會津屋なり

三日町妙三燒。

七日町平田燒。

玄妙寺燒。

一安永以來出火。

龍門寺、松岩寺、念佛堂、實相寺、大昌院、長源寺文政と二度、西念寺天保と二度、傳昌寺、

一文政二大火、寺院。

長源寺、覺乘寺、石泉寺、圓稱寺、極樂寺、天然寺、淨光寺、柏山寺、修驗行藏院、
山伏金剛院、持勝院、山伏正本寺、山伏遍照寺。

一御城内。

正樂寺 安永年中一ヶ寺焼

新御殿内 御物置小屋二度焼

十日町口 御先手長屋一棟焼

鯨口 長屋一梁焼

御馬屋内 長屋一梁焼

横町口 長澤様長屋一梁焼

瓦師太七 文政五年十月廿六日焼

大部屋 文政九年戌正月廿四日焼

十日町口 文政十三寅四月廿四日夜眞田氏長屋一梁焼

一安永以來町家出火。

十日町札横町 安永六七年頃、横丁おしほ火元皆焼、大屋利兵衛西隣二軒残る

十日町大屋利兵衛 先年おしほ火事に逢れ此度火元、江戸出店西川屋焼

銀町 安永年中西側丁切根より出、明石町角まで七軒焼

鞆町 安永年明石町堺まで十一二軒焼る

塗師町 天明の初南角長屋火元にて十日町持分長屋十竈焼

諏訪町 丹野喜右衛門隣一軒焼、三月五日朝

鼓目町 文化年中四五軒焼

三日町 嘉右衛門西隣火元にて梵行寺角兩側十一軒焼

東鐵砲町 兩度あり二軒

西鐵砲町 郷藏向の内一軒焼

西鐵砲町 松之助天明の末其身一代一兩年の内三度焼

五日町南側喜惣治 天明戊申八年三月十三日夜八ツ時火出、東へ十軒程、西へ上町櫻井康庵老迄、北側彌陀堂より上町勢至堂東角まで兩側一面焼る、凡六十軒餘

上町 正徳寺向角茶屋より西へ茶屋わふち迄七八軒又寛政年中上町中程四五軒焼

田町 石橋の邊冬中兩側八軒位

萬日觀音堂 七月十日夜花火に而焼る

百姓町、

新鍛冶町、

大龍寺門前 二月二日夜場屋助六より出火、長源寺町角まで五軒焼

大内新右衛門 酒井左衛門尉様次泊の夜、長屋中惣焼

一文化以來出火。

桶町權兵衛火元 文化五戊辰年六月九日夜八ツ時火、町内の内南方へ入口兩側二軒東側角一軒残り、北方は丁切家残り、檜物町に入二軒焼る

八日町 丹野太郎兵衛 兩家火元 辻屋兵八

七日町柏屋權兵衛 文化六巳巳年五月七日夜九ツ時出火、東そば屋彌兵衛、西に下りて越中屋、市郎治にて留る、南側斗十七軒法花町に入淨光寺北角にて留る、同東側にて留る、法花町十七軒都合三十七軒焼失

五日町染屋勘六、 文化八辛未年九月十二日夜出火、但八ツ時東側佐久間北隣より小清水の門際にて留る、西側は大手角より四軒目より北に入旅籠町越後屋西隣にて留る、尤旅籠町は片側斗

旅籠町小林玄端、 文化十一甲戌年十月十四日夜八ツ時出火、東は丁切にて留る、但兩側共に西に下り南側山口長治迄北側丹野や太右衛門にて留る、都合三十八軒焼る、此勘六一兩年前にも小家より火事出、東隣秋葉や太兵衛西隣染屋彌七の小屋三軒をやく

横町染屋太郎兵衛、

文政元年戊寅二月廿三日酉の中刻出火、南へ登り丁切東側角湯屋善六にて留る、西側は市村清右衛門にて留る、北へ行て西側肴問屋にて留る、東側長島屋なふじにて留る、一町内八分通り荒増焼る

材木町三澤清右衛門、

同年十二月廿四日夜八ツ時出火、向の抱屋敷より出て鞘町方へ三十軒餘焼失

同 町穀屋源藏、

文政二年卯四月十六日夜九ツ時十一軒焼、但火焙の小次郎の付火なり

一文政山形大火 七日町足利屋和右衛門見世二階より出火、風少しあるに田がくにて酒宴中其火より出火云ふ

文政二年巳卯年壬四月廿七日亥の中刻に見世の二階より出火、翌廿八日己の下刻に鎮

火場所左の通り。

横町通、 一丁餘家數三十軒位東側長島や北隣にて留る、西側は肴問屋に留る

七日町通 三丁五十二間 屋敷九十八軒

六日町通 二丁三十間 屋敷八十八軒

四日町通 一丁二十間 屋敷三十五軒

元三日町 西川屋傳吉焼留り 大龍寺門際にて留る

長源寺町 不殘焼 時の鐘焼落つ

旅籠町通 六丁五十三間 屋敷百三十八軒

鍛冶町通 一丁廿一間 屋敷六十八軒

宮町、 兩側一丁程入 屋敷二十八軒程

檜物町、 西川二軒焼る

一卜町、 八分通り焼る 南方少し残る

百姓町、不殘
燒失

居高町、不殘
燒失

新鍛冶町、不殘
燒失

藥師町、出口少
し殘る

小橋町、四辻南燒留る
四日町方へ東側燒る

圓應寺町、不殘
燒失

歩町、不殘
燒失

右四方に燒亡中不思議にも、萬日堂觀音堂并鐘樓等境内建物一切無難なり。

町通間數合十五丁百七十六間小路横丁
は不知

通町屋舖合五百三十五軒小路横丁
門前は不入

寺院十三ヶ寺外神樂幸太夫戎迫居高師、

寵數合千軒餘、町數丁町小路八丁、

右者山形城下始より前代未聞の大火なり、

一法祥寺 文政二年卯五月廿七日卯中刻一字燒失
去る廿七日に逢し一月後れ同日に燒失不思議なり

一火刑小次郎事、

小次郎は元八日町大沼屋小右衛門孫にして、年十五歳に至る、彼幼少の折祖母後家に養はれ、居残りの屋舖は淀屋儀助二男平八方へ賣渡、家内引拂三日町鈴木宗十郎方へ厄介此後家は宗十郎の伯母又里なり罷在候内、小次郎三日町に在中度々火を付る、文政二年卯六月十六日召捕、翌年辰二月十八日銅町河原におゐて御所刑に相成る、其行粧は、

文政三庚辰年二月十八日引廻町々立番四人
組頭二人

紙旗 壹本、 長谷堂乞食頭持、

長ノ先 兩側、 下條町穢多四人、

火付の罪人
今年十六幾 小次郎馬にて馬引 乞食一人
馬廻り乞食六人

突棒、拵、又袖カラミ、此三本は三日町人主宗十郎組合過料として雇出す、

目明左右に、 三日町藤兵衛、

鐵炮町長太郎、

警固役人、 町同心衆 十人、

町下役 熊谷五郎作殿、 供一人、

御徒目附 戸谷 稚助殿、 供三人、

町御奉行 南條忠 平殿、 御馬にて供八人、

東嘉右衛門殿、 御馬にて同勢八人、

御先手足輕衆左右へ二十人、

御物頭 福井源治兵衛殿、 御供にて同勢十人、

御跡御足輕衆、左右に二十人、

小頭衆二人供一人宛同心目附二人、

下目附二人、

締方 青山治右衛門

外大工車力數十人出る、

都合百六十餘人、

因に曰是より五十年前上町正徳寺向角南隣に源藏と申者今此屋敷茶や藤七御城内へ火を付被召捕、
明和八年頃御所刑相成、秋元様御代二度の火焙と云。

一 小白川角儀藏 文政四巳年五月廿八日曉六ツ前出火
十二三軒焼る其折儀藏奥南部分留守

六日町西側煙草屋 同年二月十四日戌の上刻出火町内皆焼る
三年前の大火と二度焼なり

十日町安田屋圓八 文政六癸未四月十日辰の刻出火、南は瀧屋極八留北西は若松屋
安兵衛より西に入り吉祥院東角二軒目にて留る、凡十五軒程

寶幢寺 文政六年未十一月晦日夜七ツ時に出火、塔中無難、其後寅
年九月六日夜仮宅焼失、此時虚空堂平和忠吾と三軒焼失

上町角田屋 文政八乙酉年九月廿四日夜九ツ半時、北側十軒此
内屋敷主平右衛門度々火事を出す、後家なり焼失

八日町越後屋周藏 文政九年丙戌二月廿九日夜七ツ半時出火、南側萬屋武八焼留、西方に下りて秋葉屋太吉迄、
北側磐若院焼下り和光院借屋香川宗春まで、家主三十三軒、借屋十三軒、合四十六軒焼失、

後年九月五日町北條
屋市治郎方へ賣渡し

上町八百屋五郎 文政十一年戊子二月五日夜五ツ半過出火、
十三軒焼失、但勢至堂の眞向南側斗

宮町 入口より圓藏 文政十一年戊子四月八
少し行 日夜出火、十三軒焼る

淨光寺 文政十二年己丑年正月十二日戌の上刻出火、本堂と庫裏の間支關の廊下より火出、左右に洩れ本尊過去帳も不出、寺一字焼失、大門萬神堂鐘樓隱居所土藏等残る

銀町道具屋藤兵衛 文政十三年度寅七月十五日夜九ツ時出火、場所左の通り

銀町 西側 桶町 東側 塗師町 不殘

西念寺 天保二年辛卯二月四日午中刻出火、此和尚住職中二度焼る

三日町三河屋利兵衛 父は藤兵衛養子、天保二年卯十月廿六日夜六ツ時焼之、隣家小林五兵衛小林六之助不難

八日町六澤屋 天保四年癸巳五月十日夜七ツ時出火、火元もつれ 兩家となる、西は越中屋東は河内屋まで十三軒斗

材木町指物屋忠藏 同年七月八日夜八ツ時只一軒焼失

五日町孫三郎 天保五年二月十九日夜四ツ時出火、凡四十二軒焼失、此月廿七日三日町藤三郎小屋、廿九日同町彌右衛門小屋、油屋佐吉小屋焼る、所々火を付らる

七日町大龍寺門前 天保三年三月廿九日夜四ツ時出火、凡十八軒焼失、同晦日城内高山文左衛門殿小屋焼る、又四月朔日鐵砲町武田小屋焼る

六日町長岡善兵衛 天保三年七月廿四日夜出火、三軒焼失、八月八日又外に二軒焼る

皆川町出生佐吉 此者高山文左衛門殿奉公中主家へ火を付、其他殿の中間を相手にして殺害し、罪を人に譲らんとて顯れ、天保三年八月十九日銅町河原において梁付に行ふ・人殺火付により重罪火あぶり

同様の、とこそ

横町橋屋八十吉 天保六年十一月朔日夜九ツ時半出火、我抱屋舖小文治持の小屋共焼失

同町十軒八軒 天保七年十月廿九日履八ツ時出火、中村傳兵衛井筒屋伊作ゑびすや掛屋三河屋駒吉染屋長治内方抱屋敷柏屋金具や太右衛門ゐるか升屋清吉

蠟燭町横丁 天保七年十一月二日夜八ツ時叶屋幸七小屋廿六軒

七日町八ツ沼太兵衛 天保十二年辛丑正月四日出火 山田屋見世と武田や文内焼失

常念寺門前 天保十四年癸卯三月廿二日夜門前出火

六日町茂兵衛 弘化元年十二月三日朝出火、外田原屋尾張屋焼失

長源寺町 弘化二年乙巳三月四日大内太四郎次家焼る、同月九日小橋町横丁一軒焼る

梵行寺 弘化三年丙午壬五月五日一ヶ寺焼失

片町 嘉永三年戊辰四月四日夜心縁寺門前より出火、心縁寺壽仙寺來迎寺圓満寺焼失

一新御殿 嘉永四年辛亥七月廿四日夜四ツ時焼失、殿様御在城なり

此御殿は明和五年秋元但馬守武州川越より轉封の時新に創築せしものなり、御住居及役所土藏築山泉水馬場矢場諸警固場相備ふ所なり、然るに弘化三水野家轉封引繼とな

り、向く前代同様相用候内不計此焼失に至れり、後復新築して水野家之に居る。

十日町上組 嘉永五年壬子九月十四日夜八ツ時佐久間丈助火元焼失

大坂屋治右衛門、和泉屋増吉、岩城屋、

土屋 源助、火元、福田屋、

近江屋林兵衛、染屋三右衛門、小島屋十右衛門、

利 七、三浦、三浦勘兵衛、

和久井助左衛門、藤屋 傳吉、外藤屋抱屋敷半焼、

八日町 嘉永七年寅四月五日夜長澤屋火元にて、廿一軒焼失

一天保七年十一月十一日上町出生の者 名を失す 度々付火せし故に本日火刑に行はる。

山形經濟志料編纂部規程

第一條 本部ハ山形商業會議所會頭ノ管理ニ

屬シ山形經濟誌料ノ蒐集及編纂ヲ目的トス

第二條 本部ノ事務ヲ掌理スル爲ニ左記委員

ヲ置ク

委員長 一名

委員 若干名

第三條 委員長ハ部務一切ヲ掌理ス

委員長ハ必要ニ應シ書記ヲ任用ス

委員ハ經濟誌料ノ蒐集及編纂ヲ擔任ス

書記ハ庶務ニ從事ス

本規程ハ大正九年四月一日ヨリ實施ス

昭和二年九月五日印刷
昭和二年九月十日發行

【非賣品】

發行所 山形商業會議所

山形市香澄町大寶寺一〇九番地

編輯兼 酒井軍太

山形市旅籠町五一三番地

印刷者 熊谷末藏

山形市旅籠町五一三番地

印刷所 熊谷活版所

稟告

本誌は山形地方經濟志編纂の目的を以て山形商業會議所の一事業として蒐集せる資料を刊行致し候ものにて將來隨時續刊仕度見込に有之候就ては當地方關係の古記録各家萬覺帳、右帳簿、古證文、道中日記、隨筆等精粗細大を問はず江湖御所持の各位より當會議所に御貸與被下度切望に堪へさる所に候

山形商業會議所

山形經濟志料編纂部